

**第1 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置**

1 農業者年金事業

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和３年９月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理 期 間	処理件数 (８月分)	標準処理 期 間 内 処理件数	標準処 理 期 間 内 処理率(%)
加入申込書等	30 日	200	200	100.00
年金裁定請求書等	60 日・75 日	2,336	2,321	99.36
合 計	—	2,536	2,521	99.41

注１ 独立行政法人農業者年金基金が令和３年８月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

２ 記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

３ 独立行政法人農業者年金基金中期計画において、加入申込書等についてはその 97%以上を、また年金裁定請求書等についてはその 98%以上を標準処理期間内において、処理することとしている。

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和4年3月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理 期 間	処理件数 (2月分)	標準処理 期 間 内 処理件数	標準処 理 期 間 内 処理率(%)
加入申込書等	30 日	500	500	100.00
年金裁定請求書等	60 日・75 日	2,802	2,790	99.57
合 計	—	3,302	3,290	99.64

注1 独立行政法人農業者年金基金が令和4年2月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

2 記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

3 独立行政法人農業者年金基金中期計画において、加入申込書等についてはその97%以上を、また年金裁定請求書等についてはその98%以上を標準処理期間内において、処理することとしている。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金給付等準備金運用の基本方針（要約）

変更適用：令和4年4月1日

□ 運用の目的

資産の安全かつ効率的な管理・運用を行い、将来にわたり、年金・死亡一時金の給付を安定的に行うため、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益を長期的に確保する。

□ 資産構成と運用目標

- ・資産の性格に応じて下記ポートフォリオ（注1）に区分し、分別管理を行う。

（注1）複数の資産により構成された資産全体のこと。

ポートフォリオ毎に政策アセットミクス（注2）を策定し、それぞれ運用目標を規定。

（注2）中長期的に維持すべき資産構成割合のこと。

（1）被保険者ポートフォリオ

①政策アセットミクス

	国内債券	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国株式
政策アセットミクス	56%	12%	20%	12%
乖離許容幅	±10%	±4%	±2%	±4%

キャッシュフロー等への対応に見込まれる額については、短期資産で保有するものとする。

②ベンチマーク

国内債券：NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）

国内株式：TOPIX（配当込み。東京証券取引所発表のもの。）

外国債券：FTSE 世界国債インデックス（日本を除く。円換算。為替ヘッジあり。）

外国株式：MSCI - KOKUSAI（源泉税控除前配当再投資。円換算。）

③目標

複合ベンチマーク（注3）に相当する収益率を確保すること。

（注3）投資対象資産毎に運用成績の良否を判定するため、ポートフォリオの収益率との相対比較の基準となる市場平均指標（ベンチマーク）を定めている。複合ベンチマークとは、政策アセットミクスを維持し、各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる資産全体の収益率のことをさす。

④その他

政策アセットミクスについては、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 受給権者ポートフォリオ

①政策アセットミクス

	国内債券
政策アセットミクス	100%

年金・一時金の支払待機資金及び調整準備金への繰入が見込まれる額については、短期資産で保有するものとする。

②ベンチマーク

国内債券：債務の評価額から、年金・一時金の支払待機資金として保有する短期資産等を控除した額

③目標

資産の評価額の変動を、債務の評価額の変動に一致させることを基本とする。

(3) 被保険者危険準備金^(注4) ポートフォリオ及び受給権者危険準備金^(注4) ポートフォリオ

(注4)被保険者・待期者に対する付利額の安定的増加を図るため、又は受給権者への年金支給を安定的に行うため、運用益の一部を留保し積立てた準備金

①政策アセットミクス

	短期資産
政策アセットミクス	100%

②ベンチマーク

短期資産：譲渡性預金平均金利（新規発行分）／30 日未満（月平均）

③目標

流動性及び元本の確保を重視した運用を行う。

□ 資産の管理・運用組織

- ・運用担当部門と運用監視担当部門を独立して設置
- ・資金運用委員会の設置（資産の運用・管理に関する重要事項を検討）

□ 自家運用・外部運用の選択

各ポートフォリオの政策アセットミクスに基づき、投資対象資産の区分毎に自家運用・外部運用の選択を行う。ただし、自家運用の対象資産は、短期資産及び国内債券に限定。

□ 受託機関の選任

- ・外部運用を行う場合は、所定の審査により最も適切な運用受託機関及び資産管理受託機関の選任を行う。

□ 運用業務等に関し遵守すべき事項

- ・法令の遵守
- ・被保険者及び受給権者等に対する基金の受託者責任（善管注意義務、忠実義務）
- ・基金に対する受託機関の受託者責任（善管注意義務、忠実義務）
- ・運用ガイドライン（注5）等の遵守
- （注5）運用受託機関に対して資産構成割合、運用手法、運用目標等を指示する書面
- ・運用受託機関が運用上遵守すべき事項

（全般的な事項）

基金資産の単独運用、有価証券取引における総執行コストの軽減等

（各投資対象資産）

運用スタイルに応じた銘柄選定の基準、適切な分散化、株式における信用取引の禁止等

- ・資産管理受託機関が遵守すべき事項

基金の資産の分別管理等

- ・自家運用において遵守すべき事項

満期保有目的債券にかかる会計基準の遵守等

□ 資産の管理・運用状況に関する報告

- ・自家運用に係る理事長への報告（四半期毎）
- ・運用受託機関からの基金への報告及びミーティング（四半期毎）
- ・資産管理受託機関からの基金への報告（月次）
- ・全体の資産に係る理事長への報告（四半期毎）

□ 運用業務等の評価

- ・ 自家運用については、被保険者ポートフォリオについてベンチマークとの比較評価及び運用受託機関との比較評価を行う。
- ・ 運用受託機関については、パフォーマンスの定量評価に加え、人材・運用プロセス等の定性評価を加えた総合評価を定期的に行う。
- ・ 資産管理受託機関については、事務管理能力等の定性評価を定期的に行う。
- ・ 全体の資産についてベンチマーク又は複合ベンチマークとの比較評価を行う。

□ 委託契約の変更・解除

- ・ 運用業務の評価等に基づき、運用委託額の変更又は委託契約の解除を行うことがある。
- ・ 市場価格の大幅な変動により基金全体の資産構成が政策アセットミクスから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、政策的に運用委託額の変更等を行うことがある。

令和 2 年 11 月 実 施
資金運用に関するアンケート調査結果

令和 3 年 3 月
独立行政法人 農業者年金基金

目 次

1	資金運用に関するアンケート調査結果の概要	1
2	調査結果	3
3	調査結果（主要なクロス集計）	8
4	回答者からのご意見	14

1. 資金運用に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の趣旨

農業者年金基金の新制度は、基金が資金の運用を一元的に行い、保険料等とその運用収入を年金原資として、生涯にわたり年金の給付を行う制度として設計され、平成 14 年 1 月にスタートしてから令和 3 年 1 月で 19 年が経過しました。

基金では、資金運用にあたり、長期的な視点に立って、各投資対象資産のリターンとリスクの特性を踏まえた最適な資産構成割合（政策アセットミクス）を定め、その構成割合を維持するよう分散投資を行っており、これにより長期的に安定的な収益を確保することに努めています。

また、この政策アセットミクスについては、実体経済の情勢変化等の諸条件の変化に照らした妥当性の検証を毎年度行っており、必要に応じて見直しを行うこととしています。

農業者年金は、加入者が積み立てた保険料等とその運用収入に応じて年金額が事後に決まる「確定拠出型」の年金制度であり、加入者の年金額は運用成績により変動します。このため、基金の資金運用にあたっては、加入者の意向を尊重して行うことが重要と考えております。

こうした中、昨年来の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に、運用環境の不透明感がますます強まる一方、当面、金利は極めて低い水準で推移することが見込まれる等、前回の資金運用に関する加入者アンケート（平成 28 年 11 月実施）時から金融情勢が大きく変化していることを踏まえ、資金運用に対するご意見、ご意向を把握することを目的として、アンケート調査を実施することとしました。

(2) 調査内容

調査は、前回調査に準じた方式で行っております。加入者のうち被保険者及び待期者の方の中から、無作為に抽出した 1 万名にアンケート調査票（及び参考資料）を郵送の上、下記 5 項目に関する設問に対して選択肢の中から一つを選び、同封のハガキにより回答していただく方式により実施しました。（令和 2 年 11 月 2 日に調査票送付、回答期限を 11 月末日として実施。）

なお、今回の調査では、新たに同封のハガキに自由にご意見・ご感想をご記入いただける欄を設けました。

- 問 1 これまでの資金運用結果に対する満足度について
- 問 2 リスクを増やすことに対する許容度について
- 問 3 今後の平均利回りに対する期待度について
- 問 4 各質問内容や図表の理解度について
- 問 5 参考資料の理解度について

(3) 調査結果概要

調査票を送付した 1 万名のうち、1,871 名の方にご回答をいただくことができました。（回収率 18.7%（前回調査 20.1%））

調査結果の概要は以下の通りです。

- ① これまでの資金運用結果に対する満足度については、「大変満足している」及び「概ね満足している」をあわせると 59.8%、「やや不満である」及び「非常に不満である」をあわせると 39.7%という結果となりました。（前回調査では「大変満足している」及び「概ね満足している」をあわせると 76.7%でした。）
- ② リスクを増やすことについては、「たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない」が 48.1%、「現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすべき」が 20.7%、「現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすべき」が 2.6%という結果でした。また、「運用利回りとリスクをどのようにするかは基金にお任せする」が 28.1%となりました。
- ③ 今後期待する平均利回りについては、「1.5%（直近5年の平均利回り並み）」が 15.8%、「2.0%」が 22.9%、「2.5%（制度発足来の平均利回り並み）」が 30.8%、「3.0%以上」が 8.1%という結果でした。また、「基金にお任せする」が 21.5%となりました。
- ④ 各質問内容や図表については、「とても分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」をあわせると 80.3%という結果となりました。
- ⑤ 参考資料については、「とても分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」をあわせると 77.2%という結果となりました。

（４）調査結果を受けて

以上の結果から、これまでの運用結果については、約６割の加入者の方々に概ね満足をいただいていることが分かりました。リスクを増やすことについては、「たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない」とする回答が５割近くを占めました。また、「現在の運用利回りでは少し（全然）足りないので、もう少し（もっと）リスクを増やすべき」とする回答が２割強ありました。今後期待する平均利回りについては、「1.5%（直近5年の平均利回り並み）」が２割弱、「2.0%」が２割強、「2.5%（制度発足来の平均利回り並み）」が３割強、「3.0%以上」が１割弱ありました。また、自由記入欄について151名の方からいただいたのべ167件のご意見等も含め、これらの調査結果については、今後の資金運用業務や政策アセットミクス検証の際の参考とさせていただきます。

基金では、農業者年金が確定拠出型の制度であることから、透明性を高めるために加入者に付利通知を毎年度送付するとともに、基金のホームページにおいて、四半期毎の運用状況を掲載するなど、資金運用に関する情報提供を行っております。今後も引き続き、加入者の方々に、付利通知などの機会を通じて情報提供を行い、農業者年金の資金運用について理解を求めていく取組みを進め、信頼される運用に努めて参ります。

2 調査結果

問1 農業者年金基金のこれまでの運用状況は【図表1】のとおりです。また、新制度発足以降18年間の運用利回りの平均は2.55%、直近5年間の運用利回りの平均は1.36%です。このような運用結果について、どのようにお考えですか？

(ご自身の加入時期(加入期間)にかかわらず、ご自身が期待する運用利回りとの比較でお答えください。)

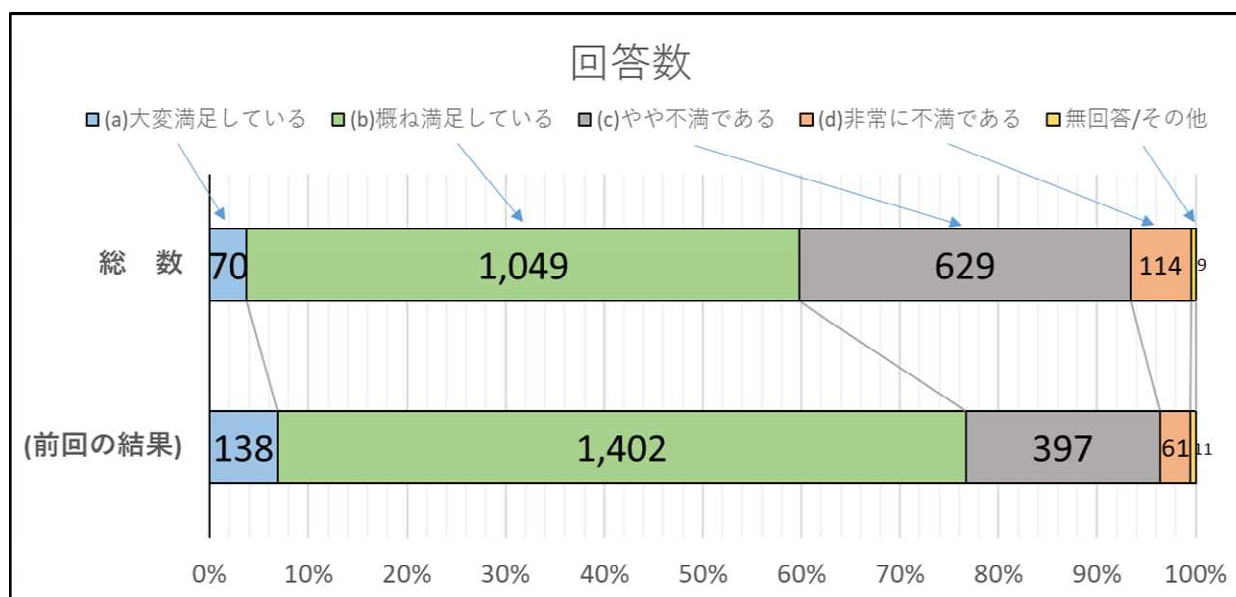
a. 大変満足している b. 概ね満足している c. やや不満である d. 非常に不満である

(※) 設問中の【図表】については、別途、基金HP (<https://www.nounen.go.jp/nounen/shisan/data/r02/questionnaire.pdf>)に掲載しております。以下同様となります。

これまでの資金運用結果に対する満足度については、「大変満足している」及び「概ね満足している」をあわせると59.8%（前回76.7%）となり、「やや不満である」及び「非常に不満である」をあわせると39.7%（前回22.8%）となりました。

(単位：人、%)

	a		b		c		d		無回答/その他		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
総 数	70	3.7	1,049	56.1	629	33.6	114	6.1	9	0.5	1,871	100.0
(前回の結果)	(138)	(6.9)	(1,402)	(69.8)	(397)	(19.8)	(61)	(3)	(11)	(0.5)	(2,009)	100.0



問2 農業者年金制度は、運用利回り（リターン）とリスクの異なる複数の資産を組み合わせ、運用しています。安定的に運用することを基本に、運用利回りを上げるためには、【図表2】のように、リスクの高い資産の保有割合を増やすことになります。現在の運用利回りとリスクについて、どのようにお考えですか？

（現在の運用利回りについては、直近5年間の平均運用利回りである1.36%を基準としてお答えください。）

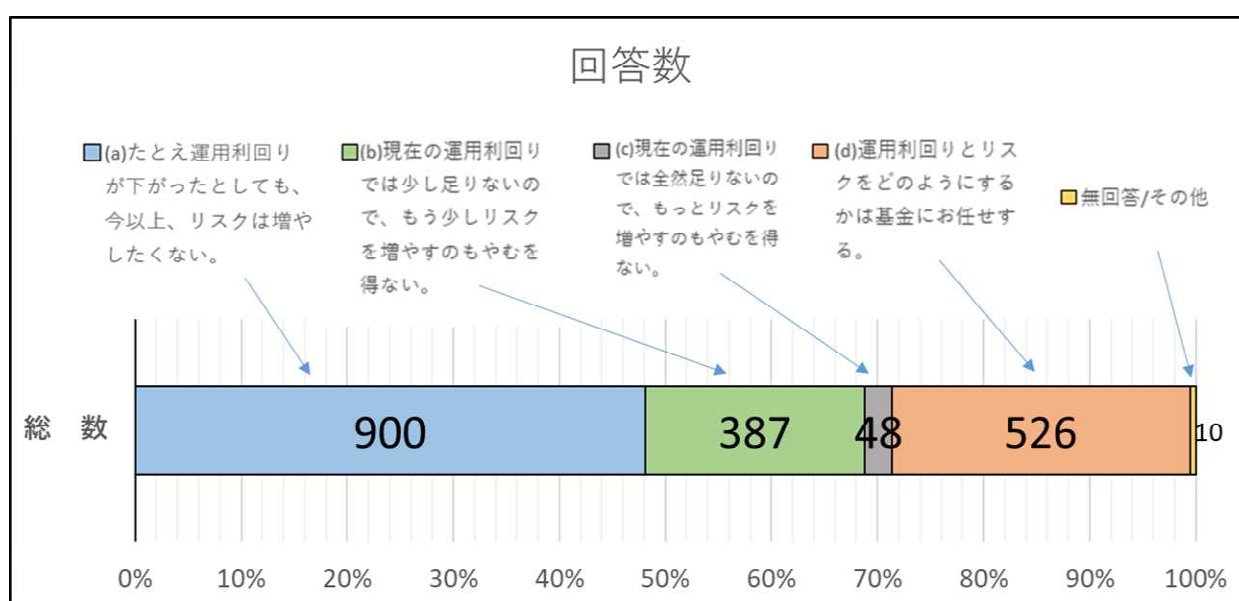
- a. たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない。
- b. 現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすのもやむを得ない。
- c. 現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすのもやむを得ない。
- d. 運用利回りとリスクをどのようにするかは基金にお任せする。

（※）新規の設問のため、前回調査のデータはございません。

リスクを増やすことについては、直近5年間の平均運用利回りである1.36%を基準として回答いただきましたが、「たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない」とする回答が48.1%、「現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすのもやむを得ない」とする回答が20.7%、「現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすのもやむを得ない」とする回答が2.6%という結果となりました。また、「運用利回りとリスクをどのようにするかは基金にお任せする」とする回答は28.1%となりました。

（単位：人、％）

	a		b		c		d		無回答/その他		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
総 数	900	48.1	387	20.7	48	2.6	526	28.1	10	0.5	1,871	100.0



問3 今後の長期的な運用利回りについて、どの程度の平均利回りを期待されますか？

(なお、農業者年金基金には、65歳の年金裁定の時に、元本まで補填する仕組みがあります。これは、年金裁定時に付利累計額がマイナスとなっている方については、このマイナスがゼロになるまで可能な限り補填する仕組みです。)

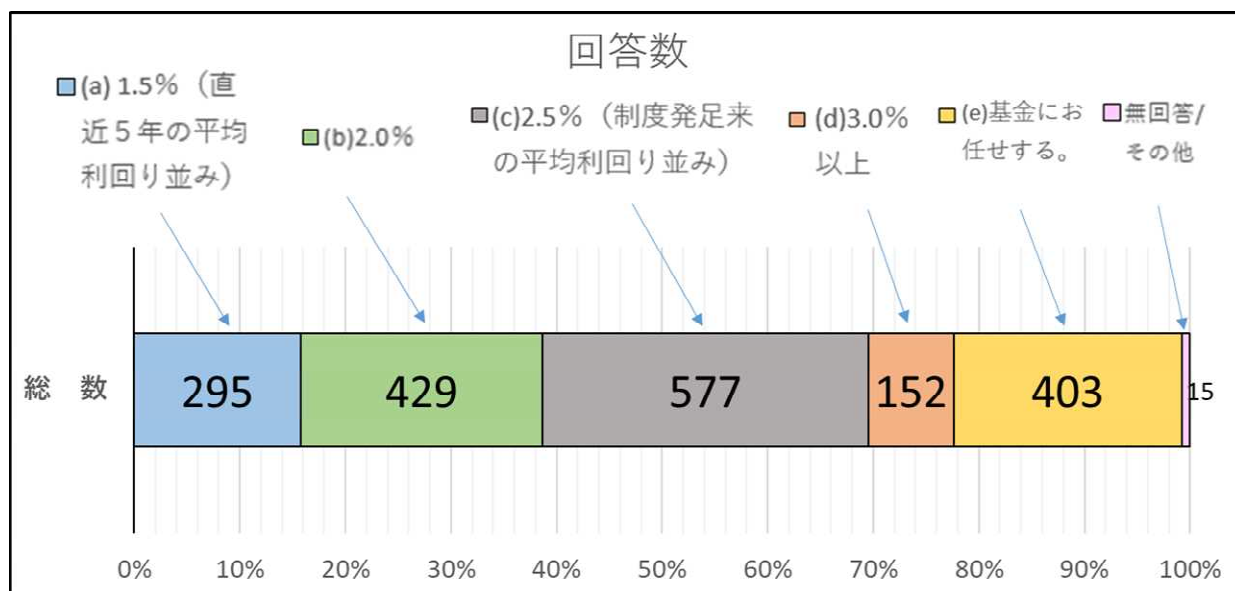
- a. 1.5% (直近5年の平均利回り並み)
- b. 2.0%
- c. 2.5% (制度発足来の平均利回り並み)
- d. 3.0%以上
- e. 基金にお任せする。

(※) 新規の設問のため、前回調査のデータはございません。

今後期待する平均利回りについては、「1.5% (直近5年の平均利回り並み)」とする回答が15.8%、「2.0%」とする回答が22.9%、「2.5% (制度発足来の平均利回り並み)」とする回答が30.8%、「3.0%以上」とする回答が8.1%という結果でした。また、「基金にお任せする」とする回答は21.5%という結果でした。

(単位：人、%)

	a		b		c		d		e		無回答/その他		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
総 数	295	15.8	429	22.9	577	30.8	152	8.1	403	21.5	15	0.8	1,871	100.0



問4 問1～問3の質問内容や図表について、以下のうち最も近いものを選んでください。

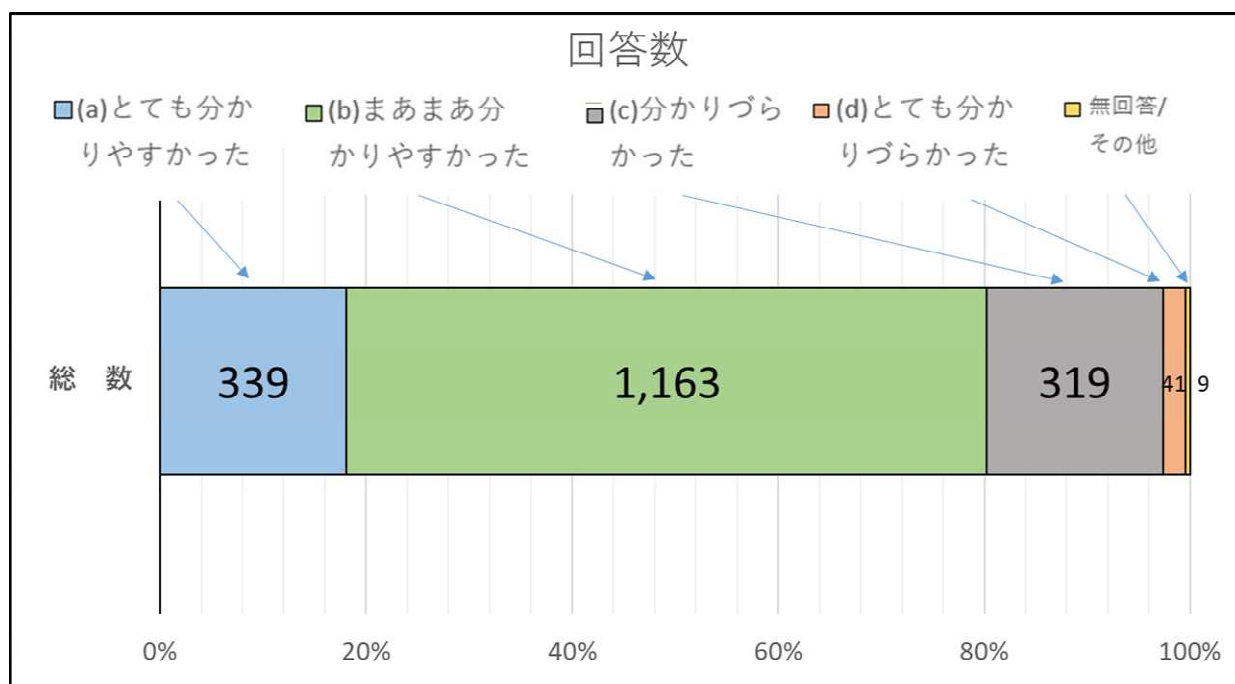
- a. とても分かりやすかった
- b. まあまあ分かりやすかった
- c. 分かりづらかった
- d. とても分かりづらかった

(※) 新規の設問のため、前回調査のデータはございません。

各質問内容や図表の内容については、「とても分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」をあわせると 80.3%となっており、概ね分かりやすかったと回答をいただくことができました。

(単位：人、%)

	a		b		c		d		無回答/その他		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
総 数	339	18.1	1,163	62.2	319	17.0	41	2.2	9	0.5	1,871	100.0



問5 参考資料の内容について、以下のうち最も近いものを選んでください。

- a. とても分かりやすかった
- b. まあまあ分かりやすかった
- c. 分かりづらかった
- d. とても分かりづらかった
- e. 参考資料は見えていない

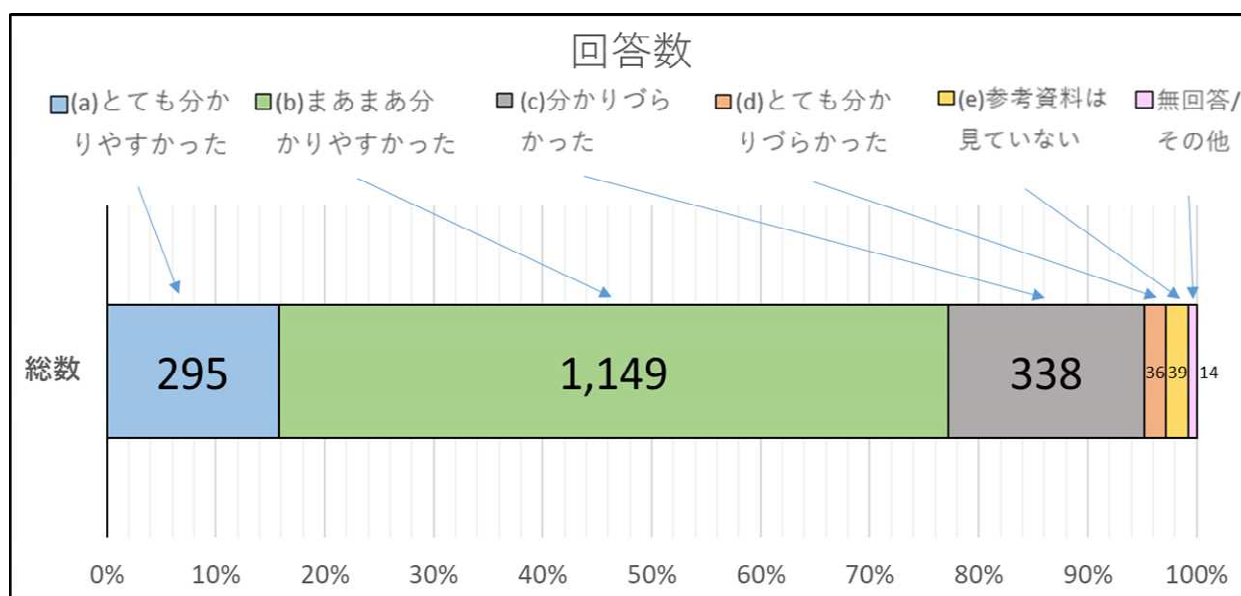
(※) 前回、同様の趣旨の設問がありましたが、今回と選択肢が異なるため、比較していません。

参考資料の内容については、「とても分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」をあわせると 77.2%となっており、概ね分かりやすかったと回答をいただくことができました。

また、「参考資料は見えていない」という回答は 2.1%にとどまっており、大多数の方に参考資料をご覧いただいたことが分かりました。

(単位：人、%)

	a		b		c		d		e		無回答/その他		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
総 数	295	15.8	1,149	61.4	338	18.1	36	1.9	39	2.1	14	0.7	1,871	100.0



3 調査結果（主要なクロス集計）

問1×問2

『これまでの資金運用結果に対する満足度について』に関する設問（問1）の各選択肢に回答された方が、『現在の運用利回りとリスクについて』に関する設問（問2）について、どのように回答されたか。

これまでの資金運用結果に対して、「大変満足している」及び「概ね満足している」と回答した方は、「たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない」と回答した割合が高かったことから、資金運用結果に比較的満足している方は、リスクは増やしたくないと考える傾向が伺えました。

また、これまでの資金運用結果に対して、「やや不満である」及び「非常に不満である」と回答した方は、資産運用結果に比較的満足している方に比べて、リスクを増やすのもやむを得ないと考える比率が高くなる傾向が伺えました。

（単位：人）

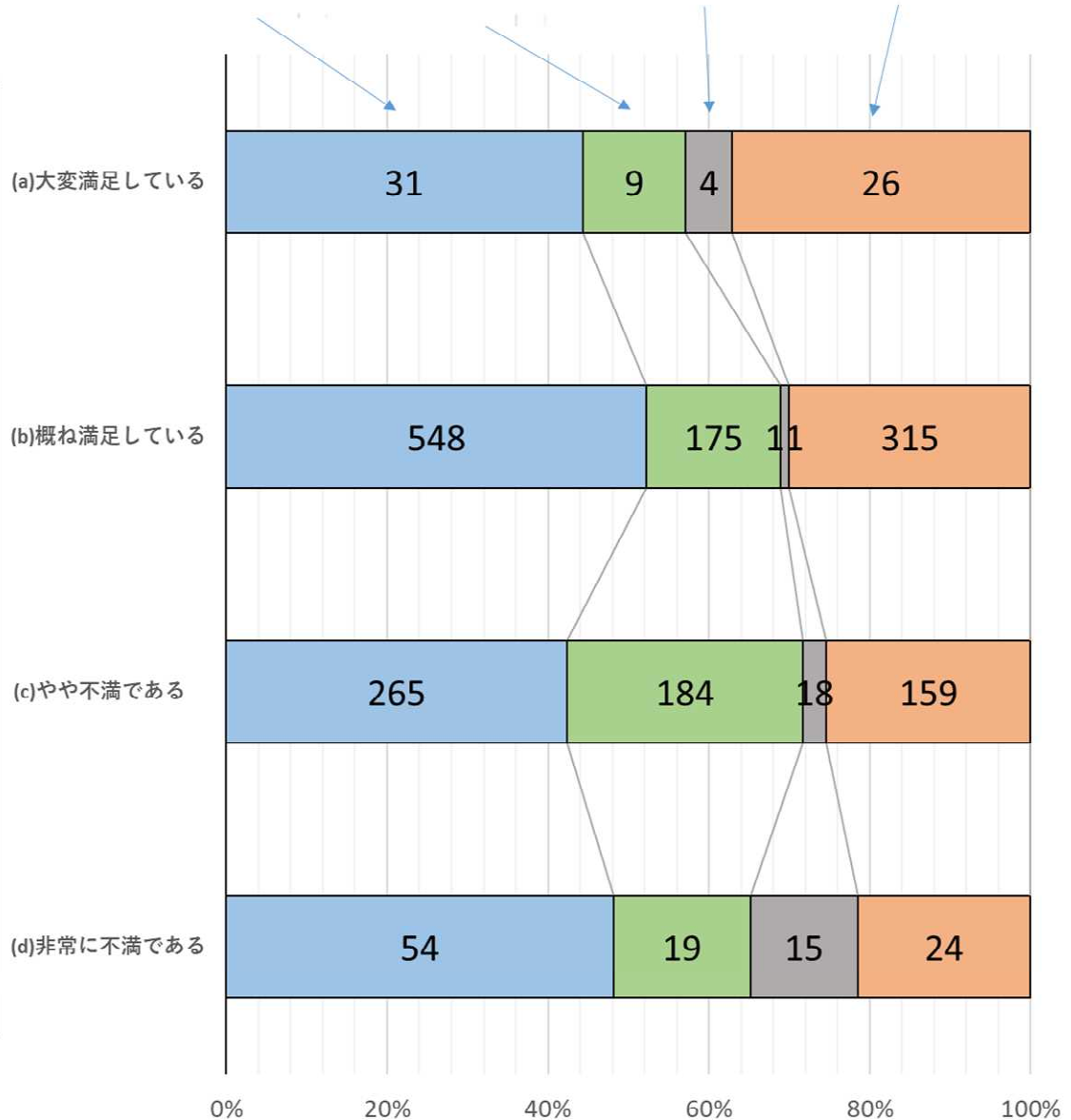
		問2 『現在の運用利回りとリスク』									
問1 『これまでの資金 運用結果に対する 満足度』		(a)たとえ運用利回り が下がったとして も、今以上、リスク は増やしたくない。		(b)現在の運用利回り では少し足りないの で、もう少しリスク を増やすのもやむを 得ない。		(c)現在の運用利回り では全然足りないの で、もっとリスクを 増やすのもやむを得 ない。		(d)運用利回りとリス クをどのようにする かは基金にお任せす る。		合計	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	(a)大変満足している	31	44.3%	9	12.9%	4	5.7%	26	37.1%	70	100.0%
	(b)概ね満足している	548	52.2%	175	16.7%	11	1.0%	315	30.0%	1,049	100.0%
	(c)やや不満である	265	42.3%	184	29.4%	18	2.9%	159	25.4%	626	100.0%
	(d)非常に不満である	54	48.2%	19	17.0%	15	13.4%	24	21.4%	112	100.0%
	合計	898	48.4%	387	20.8%	48	2.6%	524	28.2%	1,857	100.0%

※無回答及び複数回答はカウントしていないため、合計は1,871になりません。

問2『現在の運用利回りとリスク』

- (a)たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない。
■ (b)現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすのもやむを得ない。
■ (c)現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすのもやむを得ない。
■ (d)運用利回りとリスクをどのようにするかは基金に任せする。

問1『これまでの資金運用結果に対する満足度』



問1×問3

『これまでの資金運用結果に対する満足度について』に関する設問（問1）の各選択肢に回答された方が、『今後期待する平均利回りについて』に関する設問（問3）について、どのように回答されたか。

これまでの資金運用結果に対して、「大変満足している」及び「概ね満足している」と回答した方は、今後期待する平均利回りについては、「1.5%（直近5年の平均利回り並み）」から「2.5%（制度発足来の平均利回り並み）」の間で（青の網掛けの部分）、回答にばらつきが見られる結果となりました。

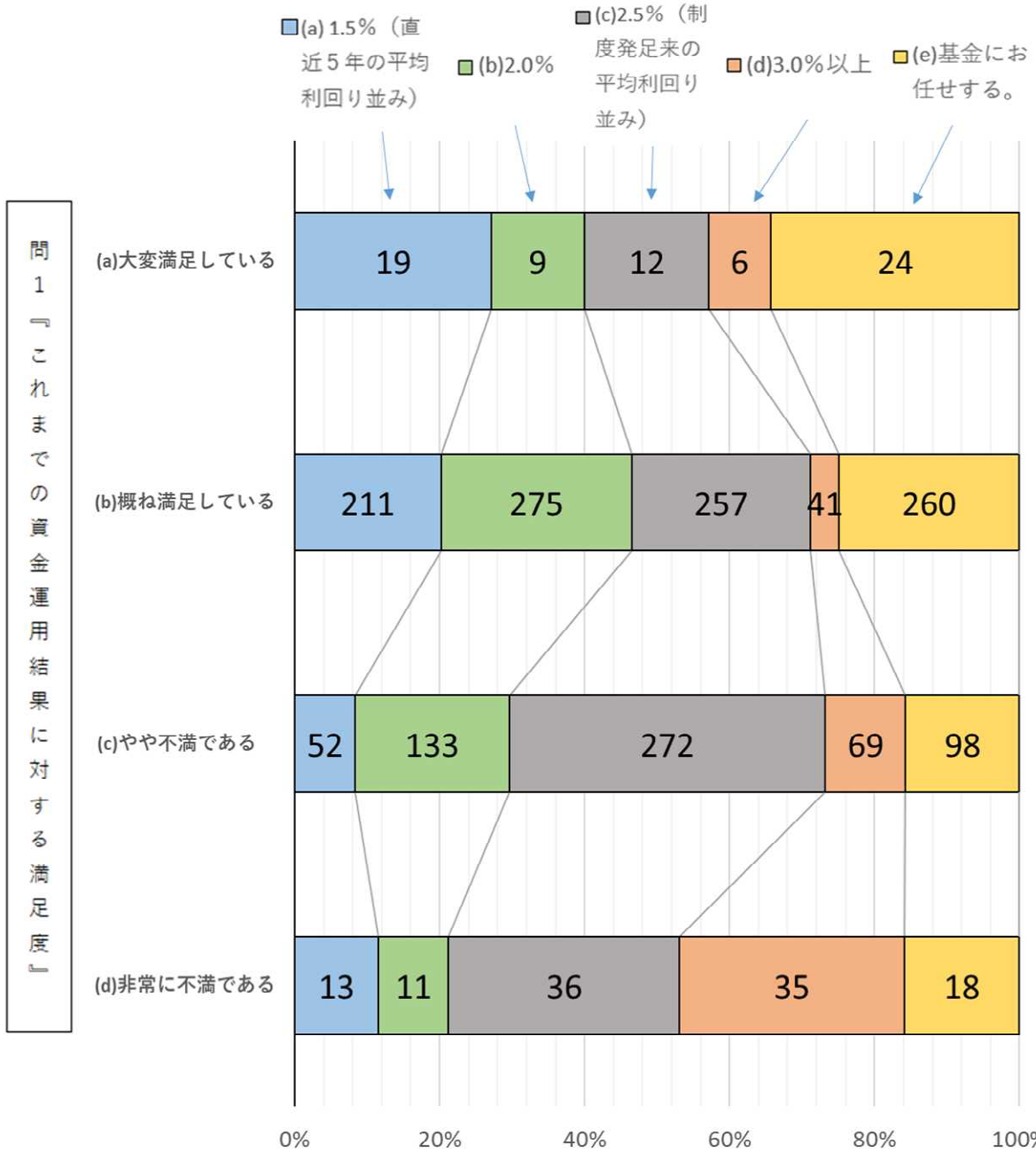
また、これまでの資金運用結果に対して、「やや不満である」及び「非常に不満である」と回答した方は、「2.5%（新制度発足来の平均利回り並み）」や「3.0%以上」といった回答の比率が高くなる傾向も伺えました。

（単位：人）

		問 3 『今後期待する平均利回り』										合計	
問 1 『これまでの資金 運用結果に対する 満足度』		(a) 1.5% (直近 5 年の平均 利回り並み)		(b) 2.0%		(c) 2.5% (制度発足来の平 均利回り並み)		(d) 3.0%以上		(e)基金にお任せす る。			
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	(a)大変満足 している	19	27.1%	9	12.9%	12	17.1%	6	8.6%	24	34.3%	70	100.0%
	(b)概ね満足 している	211	20.2%	275	26.3%	257	24.6%	41	3.9%	260	24.9%	1,044	100.0%
	(c)やや不満 である	52	8.3%	133	21.3%	272	43.6%	69	11.1%	98	15.7%	624	100.0%
	(d)非常に不 満である	13	11.5%	11	9.7%	36	31.9%	35	31.0%	18	15.9%	113	100.0%
合計		295	15.9%	428	23.1%	577	31.2%	151	8.2%	400	21.6%	1,851	100.0%

※無回答及び複数回答はカウントしていないため、合計は1,871になりません。

問3『今後期待する平均利回り』



問2×問3

『現在の運用利回りとリスクについて』に関する設問（問2）の各選択肢に回答された方が、『今後期待する平均利回りについて』に関する設問（問3）について、どのように回答されたか。

現在の運用利回りとリスクについて、「たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない」と回答された方については、今後期待する平均利回りについては、「1.5%（直近5年の平均利回り並み）」から「2.5%（制度発足来の平均利回り並み）」の間で、回答結果にばらつきがみられました。

また、現在の運用利回りとリスクについて、「現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすのもやむを得ない」と回答された方については、「2.5%（新制度発足来の平均利回り並み）」と回答された割合が一番高い結果となりました。

さらに、現在の運用利回りとリスクについて、「現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすのもやむを得ない」と回答された方については、「3.0%」と回答された割合が一番高い結果となりました。

（単位：人）

		問 3 『今後期待する平均利回り』										合計	
		(a) 1.5% (直近 5 年の平 均利回り並み)		(b)2.0%		(c)2.5% (制度発足来の 平均利回り並 み)		(d)3.0%以上		(e)基金にお任せ する。			
問 2 『現在の運用 利回りとリス ク』		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	(a)たとえ運用利回りが下がったとして も、今以上、リスクは増やしたくない。	227	25.4%	216	24.1%	253	28.3%	46	5.1%	153	17.1%	895	100.0%
	(b)現在の運用利回りでは少し足りないの で、もう少しリスクを増やすのもやむを 得ない。	30	7.8%	117	30.4%	159	41.3%	48	12.5%	31	8.1%	385	100.0%
	(c)現在の運用利回りでは全然足りないの で、もっとリスクを増やすのもやむを得 ない。	3	6.3%	5	10.4%	14	29.2%	22	45.8%	4	8.3%	48	100.0%
	(d)運用利回りとリスクをどのようにする かは基金にお任せする。	34	6.5%	91	17.4%	150	28.7%	32	6.1%	215	41.2%	522	100.0%
	合計	294	15.9%	429	23.2%	576	31.1%	148	8.0%	403	21.8%	1,850	100.0%

※無回答及び複数回答はカウントしていないため、合計は1,871になりません。

問3『今後期待する平均利回り』

- (a) 1.5% (直近5年の平均利回り並み)
 ■ (b) 2.0%
 ■ (c) 2.5% (制度発足からの平均利回り並み)
 ■ (d) 3.0%以上
 ■ (e) 基金に任せする。

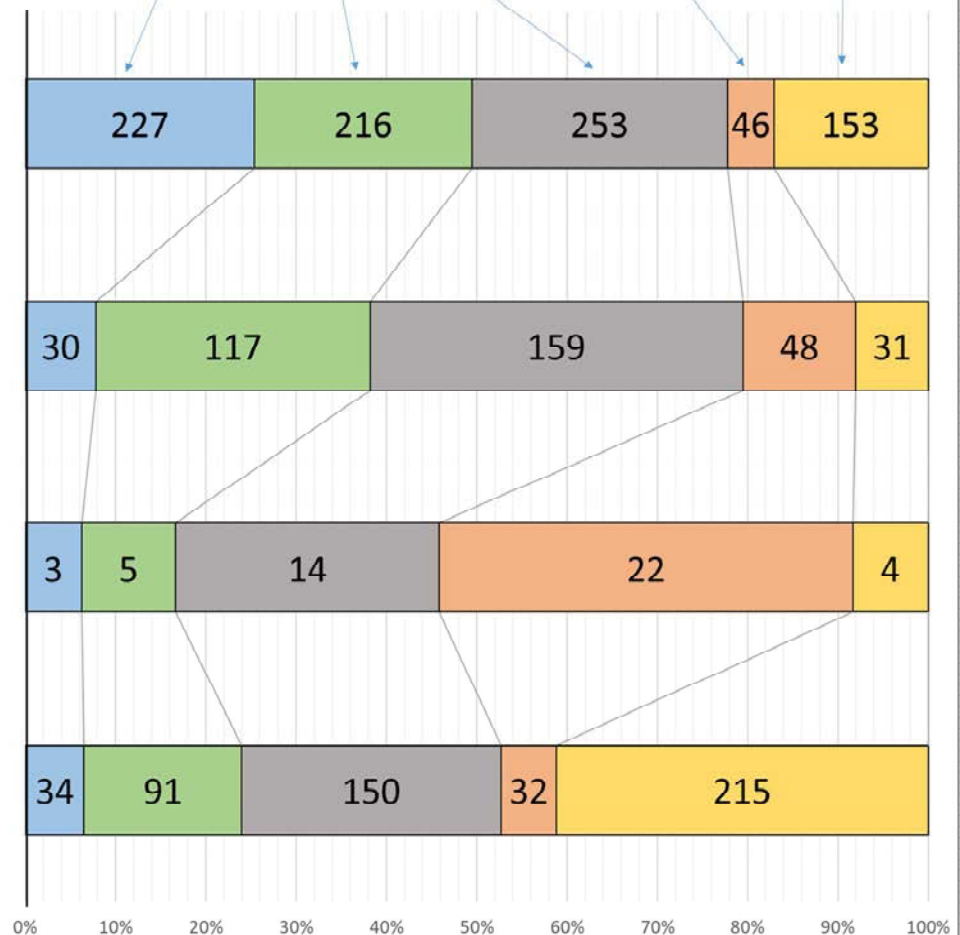
問2『現在の運用利回りとリスク』

(a)たとえ運用利回りが下がったとしても、今以上、リスクは増やしたくない。

(b)現在の運用利回りでは少し足りないので、もう少しリスクを増やすのもやむを得ない。

(c)現在の運用利回りでは全然足りないので、もっとリスクを増やすのもやむを得ない。

(d)運用利回りとリスクをどのようにするかは基金に任せする。



5 回答者からのご意見

回答いただいた1,871名のうち、151名の方からのべ167件のご意見等をいただきました。

これらのご意見等については、今後の資金運用業務をはじめ、基金全般の業務運営の参考とさせていただきます。

○ご意見欄の集計結果

(単位：件)

	①運用	②アンケート	③制度	④その他	計
総数	59	31	48	29	167
満足・不満足	4	6	6	6	22
具体的な意見	39	23	31	8	101
その他	16	2	11	15	44

※1名分のご意見欄の中に複数のカテゴリーに該当するご意見が入っている場合には、各カテゴリーにカウントしました。

【カテゴリー】

- ①運用…農業者年金の運用に対する意見
- ②アンケート…アンケート実施や内容に対する意見
- ③制度…農業者年金制度に対する意見
- ④その他…①②③に該当しない要望や基金へのメッセージ等

令和 3 年 8 月 1 日現在

資金運用委員会 委員名簿

- ◎ 明田 雅昭 公益財団法人日本証券経済研究所
特任リサーチ・フェロー
- 菅原 晴樹 株式会社カドタ・アンド・カンパニー
シニアアドバイザー
- 徳島 勝幸 株式会社ニッセイ基礎研究所
取締役金融研究部研究理事年金研究部長
兼年金総合リサーチセンター長
兼 ESG 推進室長
- 枇杷 高志 有限責任あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部 パートナー

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略)

令和元年度第2回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和元年9月30日（月）13:30～14:15

2. 開催場所

独立行政法人農業者年金基金 特別会議室

3. 出席委員

・明田雅昭 委員長 ・菅原晴樹 委員 ・徳島勝幸 委員 ・枇杷高志 委員

4. 議事

- ・政策アセットミックスの期待収益率の改善について

5. 概要

- ・議事について、事務局から説明を行った。
- ・検討の前提となる経済見通しのうち、為替シナリオの考え方について確認が行われたが、他に特段の意見等はなかった。
- ・現在の金融環境等を踏まえ、外国債券のあり方を含む抜本的な検討が必要ではあるものの、当面の対応として、政策アセットミックスを微調整し、国内債券65%、国内株式15%、外国債券(ヘッジあり)5%、外国株式15%とすることを了とし、今後、主務省に対する説明等所要の手続きを進めることが了承された。
- ・抜本的な政策アセットミックスの検討については、どのようなスケジュールで行うか、事務局で検討することとされた。

<主な意見等>

- ・昨今の各資産間の相関の高まりにより資産の分散効果が薄まっていることも踏まえれば、単純に株を増やすのみではなく、外国債券投資の位置づけ(ヘッジの有無を含む)も含めた抜本的な検討を行うべきではないか。
- ・平成29年度に実施した現行の政策アセットミックスの検討においては、ALM分析も行い加入者の意向にも配慮して期待収益率よりもリスク水準に重きを置いた決定をしたが、当時とは投資環境が大きく変わり期待収益率が低下しているので、より抜本的な検討を行うことを考えてもよいのではないか。
- ・現行の政策アセットミックスを検討する際示された3つのケースの枠内での微調整と言うことだと思うが、当時意見は分かれており、最終的に3つのうち最もリスクの低い案を選択したが、一番リスクリターンが高い案(今回の案が相当)でよいとする声もあった。

以上

令和２年度第１回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和２年６月１８日（木）１４：００～１５：０３

2. 開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

3. 出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

4. 議事

- （１）令和元年度運用結果の報告について
- （２）令和元年度運用結果の評価について
- （３）政策アセットミックスの検証について
- （４）政策アセットミックスの今後の方向性について
- （５）その他

5. 概要

○ 議事（１）、（２）

- ・事務局から、議事（１）についてポートフォリオ毎の運用結果を報告し、続いて議事（２）について各ポートフォリオについて概ねベンチマーク並みの運用結果となったこと、また、運用受託機関等の業務執行においても問題が無い旨説明し、了承された。
- ・なお、委員からは、今回の新型コロナウイルス感染拡大等に関連して、マーケットの状況について運用受託機関からどのような報告があったかについて質問があった他、来年度の運用受託機関等への評価では、テレワークによる管理運営上の影響の有無について記載すべきとの意見があった。

○ 議事（３）、（４）

- ・事務局及び年金コンサルタントから議事（３）について説明を行い、続いて事務局から議事（４）について説明を行った。
- ・議事（３）については、メインシナリオに加え、参考として、本年秋以降新型コロナウイルス感染再拡大となるリスクシナリオの下での効率性を検証し、その結果、メインシナリオにおいては、現在の政策アセットミックスは効率的フロンティア近傍に位置しており、引き続き効率性は維持されていること、また、リスクシナリオにおいては、効率的フロンティアからは大きく乖離しているが、現時点では留意事項に留まること

を確認した。

- ・ 議事（４）については、令和元年度第２回資金運用委員会では承された政策アセットミックスの微調整について、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留とし、現在においても微調整前の政策アセットミックスによる運用を行っていること、また、政策アセットミックス微調整案の実施可否を含め、今後、どのような対応をとるかについては、次回以降の資金運用委員会に向けて、各委員の意見を反映させた上で、事務局において検討を行うこと、併せて加入者アンケートを実施することについて了承された。
- ・ なお、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 議事（３）の効率的フロンティアを見ると資産構成が外国資産に片寄せされる傾向にあり、資産毎の制約条件や現在同一としている国内株式と外国株式の構成割合を見直す必要があるかも知れない。
 - ▶ 為替ヘッジ付き外国債券については、世界的に債券の利回りが低位で推移していることから、為替リスクを取らなければリターンが取れなくなりつつあるのではないかな。
 - ▶ 現在の環境下では政策アセットミックスの微調整を直ちに実施する必要はないとも考えられ、また、見直しの検討の結果として、現在の政策アセットミックスを暫く維持するという結論もあり得るのではないかな（各委員共通的な認識）。
 - ▶ 加入者アンケートでは、リスクとリターンのバランスの見極めが必要であり、設問は慎重に検討する必要がある。

（以上）

令和２年度第２回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

１．開催日時

令和３年２月２２日（月）１５：００～１５：４２

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員
（徳島委員及び枇杷委員はWEB会議システムにより出席）

４．議事

令和２年１１月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）

５．概要

- ・令和２年１１月に実施した資金運用に関するアンケート調査結果及びその公表資料（案）について、事務局から説明を行った。
- ・調査結果の公表資料（案）は、概ね前回（平成２８年１１月実施）のアンケート調査結果に係る公表資料の構成を踏襲しており、その内容について大きく訂正を要する意見は出されなかった。
- ・また、今回、新たな試みとしてご意見欄を設けたが、その際個々の意見等の公表可能性については明記していなかったことから、寄せられた意見の内容に応じてカテゴリー分けし、その件数のみを公表する方針としたことについて説明し了承された。
- ・なお、委員から、読み手の見易さなどを踏まえ、公表資料（案）において問毎に挿入していた回答者に関する詳細資料等を分冊とする案が出され、委員会として、委員提案のとおり分冊とすることで意見が一致した。
- ・その他、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 前年度がマイナス運用となったことや今後のコロナによる影響等を踏まえれば、ある程度の運用利回りは欲しいがリスクは増やしたくないという調査結果となっており、回答者によるばらつきはあるものの、平均的な意見としては、現在の基金の資

金運用で概ね違和感がないということではないかと考えられる。

- ▶ 寄せられた個々の意見等をみると、運用に関することに限らず、非常に幅広く多様なものとなっている。中には基金だけでは対応が困難な意見も見られるが、農業者年金制度についてのPR方法なども含め、業務の参考として活用することが望まれる。

(以上)

令和3年度第1回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和3年6月21日（月）10:00～11:03

2. 開催場所

独立行政法人農業者年金基金 一般会議室

3. 出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

4. 議事

- (1) 令和2年度運用結果（報告）について
- (2) 令和2年度運用業務等の評価について
- (3) 政策アセットミックスの検証について
- (4) 政策アセットミックスの今後の方向性について
- (5) その他

5. 概要

○ 議事（1）、（2）

- ・事務局から、議事（1）についてポートフォリオ毎の運用結果を報告し、続いて議事（2）について各ポートフォリオについて概ねベンチマーク並みの運用結果となったこと、また、運用受託機関等の業務執行においても問題が無い旨説明し、了承された。
- ・なお、委員からは、議事（1）については、マーケット環境の記述について、加入者に分かりやすい表現にしてはどうかといった意見、議事（2）については、ファンドと複合ベンチマークとの比較方法について、分かり辛さや誤解が生じないような表記が必要との意見があった。

○ 議事（3）、（4）

- ・事務局から議事（3）及び議事（4）について説明を行った。
- ・議事（3）については、最新の経済・金融情勢を踏まえつつ、影響が大きいと考えられる米国の利上げ開始時期等を変えた2つのシナリオにより効率性を検証した。結果、検証時点におけるFRB（連邦準備制度理事会）の見通しに沿ったシナリオ1においては効率的フロンティアから乖離しているが、早期利上げを織り込みつつある一部の足下の市場予測を踏まえたシナリオ2において乖離は縮小しており、当基金において現実的な国内債券比率 $\geq 50\%$ の制約の下では、乖離はさらに縮小した。こうした結果を

踏まれば、現在の政策アセットミクスについて緊急に見直す必要はないと考えられること、併せて、①現在の政策アセットミクスが効率的か否かは、米国の利上げ時期に大きく影響を受けること、②株式の比率を上げた場合には、効率性がやや低下すること、③国内債券の代替としては外国債券が有効であることも確認した。

- ・ 議事（４）については、今般の検証を踏まえ、政策アセットミクスの「微調整（※）」は実施せず、次回の資金運用委員会において、米国の金融政策や市場動向等を踏まえて、政策アセットミクス変更の実施可否等について議論することとし、事務局において検討を進めることについて了承された。

（※）令和元年度第２回資金運用委員会（令和元年９月３０日開催）において、期待収益率の改善を目的とした当面の対応として、国内債券 65%、国内株式 15%、外国債券（ヘッジあり）５%、外国株式 15%とすることが了承されたが、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留としていたもの。

- ・ なお、委員からの主な意見は次のとおり。
 - ▶ 昨年度に実施した加入者アンケートの結果によれば、加入者はリスクを抑えてほしいという意向が強いことから、現実問題として、国内債券の保有割合を現在の水準から大きく引き下げることは難しいのではないか。そう考えれば、当基金が採りうる現実的なポートフォリオは効率的フロンティアからそれほど乖離していないとも言えるのではないか。
 - ▶ 今後の検討に用いる経済金融シナリオについては、米国の金融政策や市場動向等のインパクトが他の市場や個別資産に与える影響の連関を見据えた議論が必要ではないか。
 - ▶ 今後の方向性について異論はないが、政策アセットミクスの期待リターン水準について、昨年実施した加入者アンケートの結果を踏まえた議論が必要ではないか。
 - ▶ 今後の方向性に違和感はないが、政策アセットミクスを大きく変更する場合には、加入者への丁寧な説明が必要になるので、留意して頂きたい。

（以上）

令和３年度第２回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

1. 開催日時

令和４年２月１８日（金）１５：００～１６：０５

2. 開催場所

Ｗｅｂ会議システム（事務局は独立行政法人農業者年金基金特別会議室から説明）

3. 出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

（全委員がＷｅｂ会議システムによる出席）

4. 議事

（１）報告事項

外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）

（２）審議事項

被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について

5. 概要

（１）外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）

中国国債のベンチマークへの組入れが36か月にわたり段階的に行われること、及び現時点における制度面を含む流動性の観点から、中国国債への投資は当面見送ることが事務局から報告された。

〔委員からの主な意見等〕

当面の対応として違和感はない。今後、トラッキングエラーの推移や中国国債を巡る制度的な環境変化等をモニタリングしていく必要がある。

（２）被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について

令和３年度第１回資金運用委員会（令和３年６月開催）での議論やその後の主要国の金融政策の変化等を踏まえ、事務局から国内債券56%、国内株式12%、為替ヘッジ有り外国債券20%、外国株式12%に変更することが提案され、加入者からの理解を得られるよう努めることを前提に、了承された。

〔委員からの主な意見等〕

- ① 大きな方向性に違和感はないが、加入者の得心という点で、為替ヘッジ有り外国債券の投資対象が相対的に信用力の高い国債のみで構成されており優良なものであるというだけではなく、加入者にとってよりわかりやすい説明となるよう工夫

が必要である。

② 最終的な結論に異論はないが、次のとおり注意すべき点がある。

- ・ 今般の政策アセットミクスの変更については、国内株式及び外国株式の保有割合がいずれも12%であるが、所謂ホームカンントリーバイアスがかかった状態であり、これらの割合について今後検討していく必要がある。
- ・ 為替ヘッジ有り外国債券の保有割合の引上げに伴う運用の効率性の改善については、相関に依るものであることに留意する必要がある。
- ・ 現在、日本銀行の金融政策を受けて暫定的に行っている国内債券のバーベル運用については、年限構成がベンチマーク（野村BPI総合）と異なることから、そのパフォーマンスは今後の金融政策等に大きく影響を受けることとなる。今後の政策アセットミクスにおいてもバーベル運用を継続するか、ベンチマークを前提とするかについては検討が必要であると考える。

〔資金運用委員会委員長による議論の整理（まとめ）〕

- まず、令和3年度第1回資金運用委員会（令和3年6月開催）において、国内債券の代替としては為替ヘッジ有り外国債券が有効であること、内外株式の保有割合の引上げを行った場合には運用の効率性が低下すること等を確認し、次回の資金運用委員会においては、政策アセットミクス変更の実施可否を議論することとした。
- このため、本日の当委員会開催に当たり、事務局においては直近の主要国における金融政策や市場動向等を踏まえた金融経済シナリオを複数用いてシミュレーションを行った。その結果、いずれのシナリオにおいても、令和3年度第1回資金運用委員会の検証結果同様、国内債券の保有割合の引下げ及び為替ヘッジ有り外国債券の保有割合の引上げにより、運用の効率性が改善することを確認した。
- その一方、昨年度に実施した加入者アンケートの結果によれば、回答者の半数近くが現在よりもリスクの抑制を期待していることなどから、現実的な対応としては、国内債券は50%以上を保有し、為替ヘッジ有り外国債券の保有割合は20%程度とすることについては妥当なものとする。
- 本日の審議を踏まえ、当委員会としては、被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更について、事務局からの提案のとおり了承する。
- なお、政策アセットミクスの変更に伴う資産の入替えについては、主務大臣からの変更認可を前提に、令和4年度第1四半期を目途に実施することを併せて了承する。

（以上）

令和４年度第１回 独立行政法人農業者年金基金資金運用委員会 議事概要

１．開催日時

令和４年６月１３日（月） １３：３０～１４：４０

２．開催場所

独立行政法人農業者年金基金 特別会議室

３．出席委員

・明田 雅昭 委員長 ・菅原 晴樹 委員 ・徳島 勝幸 委員 ・枇杷 高志 委員

４．議事

- （１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）
- （２）令和３年度運用結果について（報告）
- （３）令和３年度運用業務等の評価について
- （４）政策アセットミクスの検証について
- （５）その他

５．概要

- （１）被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更について（報告）

令和３年度第２回資金運用委員会において了承された被保険者ポートフォリオの政策アセットミクスの変更に係るオペレーションの状況について、事務局から報告を行った。

- （２）令和３年度運用結果（報告）及び令和３年度運用業務等の評価について

令和３年度通期における各ポートフォリオの運用結果を報告の上、各ポートフォリオがベンチマーク並みの収益率をあげており、運用受託機関等の業務執行等においても問題がないことを事務局から説明し、了承された。

- （３）政策アセットミクスの検証について

最新の金融経済情勢を踏まえ、新たな政策アセットミクスにおける運用の効率性の検証を行い、現行の政策アセットミクスは効率的フロンティアの近傍に位置しており、効率性は維持されていることを確認した。

ただし、インフレ圧力の高まりなどにより金融経済見通しの不確実性が高まっていることに加えて、効率的フロンティアの導出に係る制約によっては乖離する可能

性がある点についても確認した。

〔委員からの主な意見等〕

- ① 足元の金融経済環境については、前回の金融経済シナリオと比べて大きく変わっているようにも思われるが、基金はあくまでも中長期的な観点で運用していることを踏まえれば、政策アセットミクスを再度変える必要があるほどの変化ではないと考える。
- ② 国内債券におけるバーベル型運用については、キャリーロールダウン効果が得られているものの、金利が大きく変動した場合は収益率が野村 BPI 総合に比べてマイナスに振れた令和3年度運用実績も踏まえ、バーベル型運用の継続可否について検討する必要があると考える。
- ③ 今般の政策アセットミクスの変更に伴い、為替ヘッジ有り外国債券の保有割合を20%に引き上げたところであるが、今後の政策アセットミクスの検討においては、乖離許容幅についても議論してはどうか。
- ④ 現在の政策アセットミクスにおいては、国内株式と外国株式を12%ずつ保有しているが、今回の検証の前提の下で効率性だけでみれば、国内株式の保有割合を引き下げることが合理的といえるとも考えられる。今後の中長期的な検討課題として、これらの保有割合について検討してはどうか。

（以上）

平成26年9月18日制定
平成29年11月30日一部改定
令和2年9月16日一部改定
独立行政法人農業者年金基金

スチュワードシップ責任を果たすための方針

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、加入された農業者の年金資産を安全かつ効率的に管理・運用しています。

基金は、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

【原則1】

基金は、「アセットオーナー」として、スチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行います。その際にはESG（環境・社会・ガバナンス）についても考慮します。これにより、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めます。

このため、基金は、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関し、運用受託機関に求める事項を本方針で定めるとともに、運用受託機関の選定に際してもこれを運用受託機関に示すこととし、運用受託機関において実効的なスチュワードシップ活動が行われることを求めます。

また、基金は、スチュワードシップ責任を果たす観点から、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の取組状況について、運用受託機関の自己評価なども活用しながら、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行います。

【原則2】

基金は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反の管理を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、利益相反を実効的に管理するための方針の策定・公表や、独立した取締役会の設置等の利益相反を防止するための体制・仕組みの構築、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会の設置などのガバナンス体制の整備・公表等の対応を実施し、適切な利益相反管理を行うことを求めます。

【原則 3】

基金は、運用受託機関を通じて投資先企業の状況を的確に把握するため、運用受託機関に対して適時報告することを求めます。その際、運用受託機関には、業績等の財務情報に加えて、ガバナンスや企業戦略、ESG 関連情報等の投資先企業の持続的成長に関連の深い非財務情報の的確な把握に努めるよう求めます。

【原則 4】

基金は、投資先企業との対話、投資先企業との認識の共有化及び問題の改善のための活動を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、投資先企業と中長期的な視点に立った質を重視した対話を行い、その内容について基金に適時報告することを求めます。

また、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）を巡る課題に関する対話に当たっては、当基金の運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

加えて、基金は、運用受託機関の選定時や、毎年実施している運用受託機関の評価時など、必要な機会を捉えてヒアリングを行い、投資先企業の状況の把握、投資先企業との対話などの実施状況を把握し、運用受託機関に対してエンゲージメントを行います。

【原則 5】

基金は、議決権行使を運用受託機関を通じて行います。

このため、基金は、運用受託機関に対して、議決権行使に関する方針の基金への提出及び公表を求めるとともに、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表するよう求めます。

また、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表するよう求めます。

さらに、運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めます。

なお、基金は、運用受託機関の議決権行使に当たっては、中長期的な視点から株主価値の向上ひいては加入者である農業者の利益の増大に寄与するよう求めます。

【原則 6】

基金は、スチュワードシップ責任を果たすための方針とその実施状況について定期的にホームページで公表します。

【原則 7】

基金は、運用受託機関との対話等を通じて関連する情報を収集し、スチュワードシップ活動を適切に行うための判断能力等の実力を備えていくこととします。

また、運用受託機関に対し、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を自己評価し、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを求めます。

スチュワードシップ責任を果たすための方針の実施状況について

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成26年9月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和2年7月から令和3年6月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1. 当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めています。

あわせて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和2年7月から令和3年6月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

（1）対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

（2）スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。（具体的な内容は、「2.」に記載しています。）また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

2. 運用受託機関における実施状況

令和2年7月から令和3年6月までの運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

(1) 対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的として、企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

(2) スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、責任投資の専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

具体的には、特に重要とされる利益相反を実効的に管理するため、「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理に努めていました。

親会社、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社にガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める「議決権行使諮問会議」に諮問し、「責任投資委員会」にて審議した上で行使判断を行っていました。さらに、その行使結果については、取締役会及び監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築していました。

運用受託機関では、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

(3) エンゲージメントの事例

運用受託機関では、重点企業を選定し、それぞれの企業に対して的確なESG課題を設定したうえで、各社の取組みをきめ細かくマイルストーン（スケジュール管理において、進捗の目安とする重要な節目）で管理することにより、効果的なエンゲージメントを行っていました。対話目的(①～④)ごとの具体的な事例としては、次のとおりでした。

① 環境

水産大手メーカーに対し、サステナブル・シーフードの取扱高の拡大及びより積極的な情報発信を促した。水産庁や小売り大手等とのエンゲージメントも強化していく予定。

② 社会

働き方改革が求められているゼネコンに対し、労働環境の改善、生産性向上に向けた取組みの進捗についてエンゲージメントをした。工期設定について発注元であるデベロッパーからの理解も得られてきていることを確認。

③ ガバナンス

ガバナンス体制強化が遅れている企業に対し、運用受託機関の議決権行使結果をフィードバックするとともに、今後の議決権行使の考え方を共有し、更なるガバナンス体制強化を促した。

④ ESG

医療機器大手メーカーに対し、CSR 調達の体制整備等取組み強化についてエンゲージメントした。欧米では、CSR 調達に対する病院からの要請も高まってきている模様。

(4) 国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、ホームページで公表していました。

そして、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していました。

また、利益相反が疑われる事案等、重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表していました。

さらに、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法について公表していました。議決権行使の結果については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しています。

3. 当基金の取組み

令和2年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和2年9月、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を、再改定しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用において ESG 債の購入を行いました。これは、令和 2 年 3 月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

(別紙)

国内株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和2年7月～令和3年6月分総会
(令和2年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)
2. 議案数 21,445件 うち会社提案 21,274件 株主提案 171件
賛成数 18,380件 うち会社提案 18,361件 株主提案 19件
反対数 3,065件 うち会社提案 2,913件 株主提案 152件
棄権 0件
白紙委任 0件
3. 議案別行使状況(議案数の内訳)

単位:件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	16,629	16,582	14,143	2,439	0	0	47	3	44	0	0
	監査役の選解任	1,621	1,619	1,389	230	0	0	2	2	0	0	0
	会計監査人の選解任	57	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	918	915	852	63	0	0	3	1	2	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	114	114	0	114	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,384	1,373	1,370	3	0	0	11	0	11	0	0
	組織再編関連(*2)	54	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	54	53	1	52	0	0	1	1	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案(*3)	60	55	53	2	0	0	5	0	5	0	0
定款に関する議案		549	448	440	8	0	0	101	12	89	0	0
その他の議案		5	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0
合計		21,445	21,274	18,361	2,913	0	0	171	19	152	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(参考)

外国株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和2年7月～令和3年6月分総会
(令和2年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数	8,673 件	うち会社提案	8,279 件	株主提案	394 件
賛成数	8,172 件	うち会社提案	7,902 件	株主提案	270 件
反対数	501 件	うち会社提案	377 件	株主提案	124 件
棄権	0 件	うち会社提案	0 件	株主提案	0 件
白紙委任	0 件				

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

単位: 件数

議案		総計	会社提案					株主提案				
			計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任
会社機関に関する議案	取締役の選解任	6,411	6,399	6,140	259	0	0	12	12	0	0	0
	監査役の選解任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計監査人の選解任	696	696	695	1	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	881	859	754	105	0	0	22	8	14	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	組織再編関連(*2)	70	70	68	2	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案(*3)	21	21	20	1	0	0	0	0	0	0	0
定款に関する議案		57	27	25	2	0	0	30	28	2	0	0
その他の議案		526	196	189	7	0	0	330	222	108	0	0
合計		8,673	8,279	7,902	377	0	0	394	270	124	0	0

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

令和3年5月28日

独立行政法人農業者年金基金（理事長 西恵正）は、このたび、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発行したサステナビリティボンド（以下「本債券」といいます。）を取得しました。

※ 「サステナビリティボンド」とは、調達資金の用途が、①環境改善効果があること（グリーン性）および、②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有する債券です。

本債券発行による調達資金は、「鉄道建設プロジェクト」のファイナンスやリファイナンスに充当される予定であり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するとともに、環境負荷の軽減や流通の効率化が期待されます。

当基金は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月18日制定）のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮の上、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行ってきました。

今後とも、こうした活動を通じて、農業の持続的な発展に資するとともに、加入者の皆様の老後の生活の安定及び福祉の向上に努めてまいります。

取得した債券 （概要）	第146回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 （格付 R&I：AA+、ムーディーズ：A1）
発行総額	100億円
年限	10年
発行日	令和3年5月28日

（照会先）

資金部企画課 菅原、内村、小川
TEL：03-3502-3898

令和4年1月31日

独立行政法人農業者年金基金（理事長 西恵正）は、このたび、東日本高速道路株式会社が発行したソーシャルボンド（以下「本債券」といいます。）を取得しました。

※「ソーシャルボンド」とは、社会的課題の解決に資する事業に充当することを調達資金の使途とする債券です。

本債券発行による調達資金は、高速道路の建設・更新事業を通じて、地域活性化・災害対策・交通安全の推進・環境保全などといった観点から、社会的課題の解決に役立てられます。

当基金は、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月18日制定）のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮の上、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行ってきました。

今後とも、こうした活動を通じて、農業の持続的な発展に資するとともに、加入者の皆様の老後の生活の安定及び福祉の向上に努めてまいります。

取得した債券 （概要）	東日本高速道路株式会社第91回社債 （格付 R&I：AA+、JCR：AAA、ムーディーズ：A1）
債券の発行総額	300億円
年 限	10年
発 行 日	令和4年1月31日

（照会先）
資金部企画課 菅原、内村、小川
TEL：03-3502-3898

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供 の充実

加入推進目標の達成状況の算出について

①加入推進目標の達成状況（20歳以上39歳以下の若い農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 (20歳以上39歳以下の若い農業者)	被保険者割合 (29年度20.1%)	21%	22%	23%	24%	25%
	増加割合	+1%	+1%	+1%	+1%	+1%
実績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1%	
	増加割合	+1.1% (20.1%→21.2%)	+0.6% (21.2%→21.8%)	+0.4% (21.8%→22.2%)	-0.1% (22.2%→22.1%)	
被保険者（分子）	(29年度) 14,233人	14,050人 【98.7%】	13,615人 【95.7%】	13,235人 【93.0%】	12,570人 【88.3%】	
基幹的農業従事者数（分母） (20歳～39歳)	(29年度) 70,687人	66,398人 【93.9%】	62,328人（推計） 【88.2%】	59,615人（推計） 【84.3%】	56,902人（推計） 【80.5%】	

【 】内は、29年度に対する割合

②加入推進目標の達成状況（女性農業者）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
中期目標 (女性農業者)	被保険者割合 (29年度9.3%)	10.4%	12.5%	14.1%	15.7%	17% <17.3%>
	増加割合	+1.6%	+1.6%	+1.6%	+1.6%	+1.6%
実績	被保険者割合	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	
	増加割合	+1.2% (9.3%→10.5%)	+2.2% (10.5%→12.7%)	+2.2% (12.7%→14.9%)	+3.0% (14.9%→17.9%)	
被保険者（分子）	(29年度) 10,145人	10,403人 【102.5%】	10,638人 【104.9%】	10,841人 【106.9%】	10,988人 【108.3%】	
基幹的農業従事者数（分母） (20歳～59歳)	(29年度) 108,810人	99,548人 【91.5%】	84,032人（推計） 【77.2%】	72,610人（推計） 【66.7%】	61,188人（推計） 【56.2%】	

【 】内は、29年度に対する割合

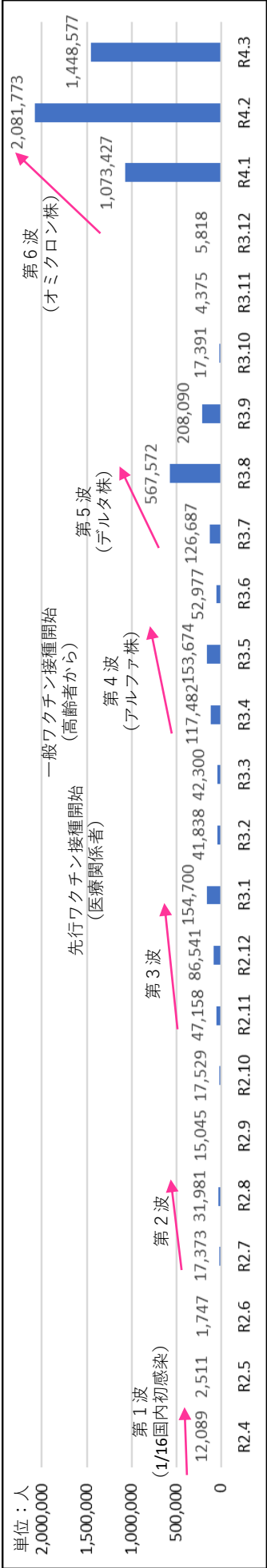
新規加入者数の推移（男女別、年齢別）

(単位：人)

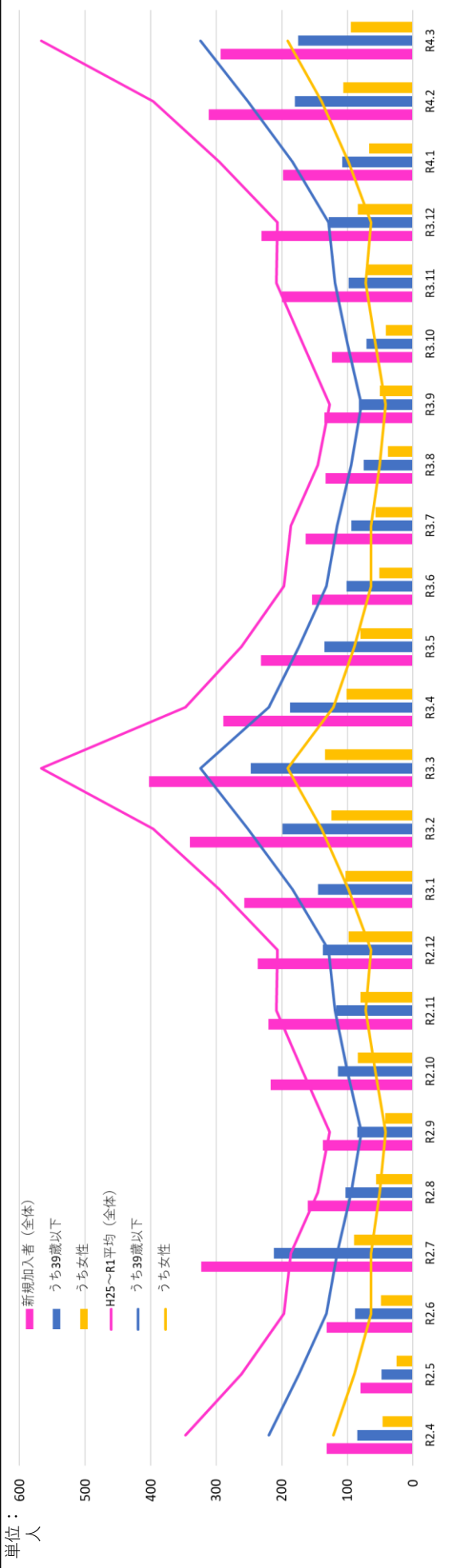
年度	男女別	計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	平均年齢
平成29年度	男	2, 217 (66.6%)	554 (25.0%)	990 (44.7%)	468 (21.1%)	205 (9.2%)	37. 8
	女	1, 110 (33.4%)	98 (8.8%)	436 (39.3%)	313 (28.2%)	263 (23.7%)	
	合計	3, 327 (100%)	652 (19.6%)	1, 426 (42.9%)	781 (23.5%)	468 (14.1%)	
平成30年度	男	2, 088 (67.3%)	484 (23.2%)	939 (45.0%)	469 (22.5%)	196 (9.4%)	38. 3
	女	1, 014 (32.7%)	102 (10.1%)	415 (40.9%)	290 (28.6%)	207 (20.4%)	
	合計	3, 102 (100%)	586 (18.9%)	1, 354 (43.6%)	759 (24.5%)	403 (13.0%)	
令和元年度	男	1, 828 (65.1%)	432 (23.6%)	802 (43.9%)	405 (22.2%)	189 (10.3%)	38. 0
	女	980 (34.9%)	77 (7.9%)	394 (40.2%)	307 (31.3%)	202 (20.6%)	
	合計	2, 808 (100%)	509 (18.1%)	1, 196 (42.6%)	712 (25.4%)	391 (13.9%)	
令和２年度	男	1, 700 (64.7%)	391 (23.0%)	713 (41.9%)	419 (24.6%)	177 (10.4%)	38. 1
	女	926 (35.3%)	84 (9.1%)	385 (41.6%)	288 (31.1%)	169 (18.3%)	
	合計	2, 626 (100%)	475 (18.1%)	1, 098 (41.8%)	707 (26.9%)	346 (13.2%)	
令和３年度	男	1, 617 (65.8%)	409 (25.3%)	609 (37.7%)	414 (25.6%)	185 (11.4%)	38. 2
	女	839 (34.2%)	90 (10.7%)	321 (38.3%)	261 (31.1%)	167 (19.9%)	
	合計	2, 456 (100%)	499 (20.3%)	930 (37.9%)	675 (27.5%)	352 (14.3%)	

※四捨五入しているため割合の合計が100%にならない場合がある。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数と農業者年金の新規加入者数の推移について



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
緊急事態宣言等の期間												



	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
新規加入者 (全体)	132	80	132	323	160	137	217	220	237	257	340	402	289	232	154	164	133	135	123	200	231	198	311	293
うち39歳以下	85	48	88	212	103	85	114	117	137	145	199	247	187	135	101	94	75	82	71	98	128	108	180	175
うち女性	46	25	49	90	56	42	84	80	98	103	124	134	101	80	51	57	38	50	41	72	84	67	106	95
H25～R1平均 (全体)	347	262	197	186	145	127	168	208	207	295	396	567	347	262	197	186	145	127	168	208	207	295	396	567
うち39歳以下	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324	220	174	132	116	94	79	100	119	129	184	252	324
うち女性	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191	121	89	64	64	51	42	57	72	64	98	139	191

令和３年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和３年４月１日付 ３独農年企第２号)
(同年１０月１日一部変更 ３独農年企第９０号)

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第４期中期目標・中期計画の目標

第４期中期目標(平成３０年度～令和４年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時まで、２０歳以上３９歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を２５％に拡大するとともに、中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を１７％に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、第４期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

2 新規加入者数の目標設定

第４期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、第４期中期目標期間においては、平成３０年度から令和２年度までの前期３年間のスローガンを「加入者累計１３万人早期達成３カ年運動」、令和３年度、４年度の後期２カ年間のスローガンを「加入者累計１３万人早期突破及び中期目標達成２カ年運動」として、年度毎に、若い農業者や女性農業者等の新規加入者数の目標を設定し、農業委員会組織、ＪＡグループとともに、加入推進活動に取り組んできたところである。

その結果、毎年、複数の道県が目標を達成する等の成果を上げ、令和３年７月末には、加入者累計が１３０，１５７人となり、スローガンに掲げた１３万人を達成した。

しかしながら、この１３万人は、農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとして、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やしていくことが必要である。

このため、基金、農業委員会組織、ＪＡグループが相互に連携して、令和４年度末を期限とする第４期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、新たなステージとして、令和３年度以降、早期に加入者累計１５万人を達成することを目指す観点から、

- ・スローガンを「加入者累計１５万人早期達成に向けた加入推進強化運動」とし、

- ・毎年度の目標を、２０歳以上３９歳以下の毎年の新規加入者数２，４００人及び女性農業者の毎年の新規加入者数１，０００人を含め、新規加入者数を３

800人として設定し、

当該目標の実現に向け、基金、農業委員会組織、JAグループは、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組むこととする。

なお、スローガン及び毎年度の目標のあり方については、加入推進活動の状況や次期中期目標等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和3年2月末の22.3%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和3年2月末の15.7%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は25%、後者は17%)に比べると、依然として低い水準にある。

(2) 政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(12,610経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた3,985経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2(認定新規就農者で青色申告者)に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者(8,484経営体)に青色申告者の想定割合(31.6%)を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

(3) 農業者への制度の普及・浸透状況

令和元年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は60%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金への加入のきっかけについては、「農業委員会やJAの関係者による戸別訪問」(44%)が最も多く、次いで「家族からの勧め」(32%)、の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

(4) 加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、農業者年金受給者等組織（以下、「年金協議会」という。）役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の OB、その他行政機関の OB 等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

(5) 新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA 格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村や JA の間で大きな格差が生じている。基金の分析（※）では、新規加入者の実績が多い市町村・JA においては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会と JA の連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JA においては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。）の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合（以下、「市町村段階の業務受託機関」という。）の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。
※平成 27 年度～令和元年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

Ⅱ 加入推進の基本方針と重点的対象

1 加入推進の基本方針

(1) 目標

I の「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計 15 万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、20 歳以上 39 歳以下の毎年の新規加入者数 2,400 人及び女性農業者の毎年の新規加入者数 1,000 人を含め、毎年の新規加入者数を 3,800 人とする目標

の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指すこととする。

(2) 加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Iの3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAC・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ(県の記者クラブ)等との連携

(注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

2 加入推進の重点的对象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会(以下、「全国段階の業務受託機関」という。)、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的对象者への働きかけを強化する。

(1) 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施

の新規就農講座等を活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

(2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の 0B、JA 役員等、JA 役員等の 0B、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の 0B、その他行政機関の 0B 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進の DVD のほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

(2) 加入推進部長の設置と活動

① 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員の 0B、農地利用最適化推進委員、JA 役員等、JA 役員等の 0B、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の 0B、その他行政機関の 0B 等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割

を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式１号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式２号）を作成・提出する。

②加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、⑦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、④認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、⑤戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

（３）加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第７号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第２号。以下「管理表」という。）を提出する。

- ① 今年度の加入目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数（うち２０歳以上３９歳以下と女性の目標人数）の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画
- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

（４）加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会と JA の実情に応じた組織体制の見直しを図る。

(5) 加入推進名簿（様式例 3）の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局と JA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、Ⅱの 2 の（１）～（４）の加入推進の重点的对象となる農業者の属性（20 歳以上 39 歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等）を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和 3 年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例 4）に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

(6) 戸別訪問先の選定

Ⅱの 2 の（１）～（４）の加入推進の重点的对象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20 歳以上 39 歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

(7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と JA 等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会や JA 役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

(8) 加入推進活動の展開

① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JA の青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JA グループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4H クラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JA においては、JA 青年組織の役員や部員、JA 女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

② 広報PR活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JA の組合員広報誌への記事等の掲載、JA 窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

③ 戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（農業者年金基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

(9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）に整理する。その際、個人情報の取扱いに注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」（様式例3）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

(10) 農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等（注）を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

（注）令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内JAの信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱（平成23年4月1日付22独農年企第92号）に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

(1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画（様式例5）」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

①都道府県別及び市町村・JA 別の新規加入目標の周知

中期目標期間の後期2ヶ年の取組において示された都道府県別及び市町村・JA 別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和2年度における市町村・JA 別の加入目標の達成状況を記す。

②加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期（前期・後期）に分けて、加入推進強化月間を設定する。

③市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

④市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

⑤各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

⑥加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画
（都道府県独自の表彰を行っている場合のみ）

⑦加入推進の重点活動市町村・JA の設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット（加入対象者）が多い市町村・JA を重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

（2）加入推進活動の展開

①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修

会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期（９月までを目処）に調整し、５月末まで（７月以前に開催を希望する場合は、４月１５日まで）に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含めて）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明（必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明 DVD の活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。）
- ・ 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介（例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用）
- ・ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- ・ 制度説明用 DVD や加入推進用 DVD の上映
- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、４Ｈクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA 等 JA 関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士など PR 効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行う

とともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA 青年組織役員や 4H クラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域の JA 青年組織役員については、JA と連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA 青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JA グループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオ CM 等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

(3)市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、2の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)に「管理表」により把握・

点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

(4) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

(1) 全国農業会議所における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金の取組

(1) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者

年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、Ⅳの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

Ⅳ 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者数の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2) 巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者数が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1) 特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

(2) 5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の５者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の３者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JA に対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

V その他

この取組方針は、令和３年４月１日（Ⅰ—２及びⅡ—１—(1)は１０月１日に一部変更）から適用する。

令和3年度農業者年金業務研修会及び担当者会議(Web対応)

5月17日～18日グループ

5月19日～20日グループ

5月24日～25日グループ

北海道・東北	北海道	農業会議 JA中央会
	青森県	農業会議 JA中央会
	岩手県	農業会議 JA中央会
	宮城県	農業会議 JA中央会
	秋田県	農業会議 JA中央会
	山形県	農業会議 JA中央会
	福島県	農業会議 JA中央会
関東	茨城県	農業会議 JA中央会
	栃木県	農業会議 JA中央会
	群馬県	農業会議 JA中央会
	埼玉県	農業会議 JA中央会
	千葉県	農業会議 JA中央会
	東京都	農業会議 JA中央会
	神奈川県	農業会議 JA中央会
	山梨県	農業会議 JA中央会
	長野県	農業会議 JA中央会

北陸	新潟県	農業会議 JA中央会
	富山県	農業会議 JA中央会
	石川県	農業会議 JA中央会
	福井県	農業会議 JA中央会
東海	三重県	農業会議 JA中央会
	愛知県	農業会議 JA中央会
	静岡県	農業会議 JA中央会
	岐阜県	農業会議 JA中央会
	滋賀県	農業会議 JA中央会
	京都府	農業会議 JA中央会
近畿	大阪府	農業会議 JA中央会
	兵庫県	農業会議 JA中央会
	奈良県	農業会議 JA中央会
	和歌山県	農業会議 JA中央会
	徳島県	農業会議 JA中央会
	香川県	農業会議 JA中央会
四国	愛媛県	農業会議 JA中央会
	高知県	農業会議 JA中央会

中国	鳥取県	農業会議 JA中央会
	島根県	農業会議 JA中央会
	岡山県	農業会議 JA中央会
	広島県	農業会議 JA中央会
	山口県	農業会議 JA中央会
九州・沖縄	福岡県	農業会議 JA中央会
	大分県	農業会議 JA中央会
	佐賀県	農業会議 JA中央会
	長崎県	農業会議 JA中央会
	熊本県	農業会議 JA中央会
	宮崎県	農業会議 JA中央会
	鹿児島県	農業会議 JA中央会
	沖縄県	農業会議 JA中央会

農業者年金制度改正説明会 参加者名簿

【9月3日(金)】

No.	受託機関等名	No.	受託機関等名
1	新潟県農業会議	1	青森県農業協同組合中央会
2	富山県農業会議	2	新潟県農業協同組合中央会
3	石川県農業会議	3	石川県農業協同組合中央会
4	福井県農業会議	4	福井県農業協同組合中央会
5	山梨県農業会議	5	岐阜県農業協同組合中央会
6	岐阜県農業会議	6	静岡県農業協同組合中央会
7	静岡県農業会議	7	三重県農業協同組合中央会
8	愛知県農業会議	8	大阪府農業協同組合中央会
9	三重県農業会議	9	兵庫県農業協同組合中央会
10	滋賀県農業会議	10	奈良県農業協同組合中央会
11	大阪府農業会議	11	長崎県農業協同組合中央会
12	(公社) ひょうご農林機構	12	沖縄県農業協同組合
13	奈良県農業会議		
14	和歌山県農業会議		
15	長崎県農業会議		
16	宮崎県農業会議		

【9月6日(月)】

No.	受託機関等名	No.	受託機関等名
1	北海道農業会議	1	北海道農業協同組合中央会
2	青森県農業会議	2	岩手県農業協同組合中央会
3	岩手県農業会議	3	宮城県農業協同組合中央会
4	宮城県農業会議	4	山形県農業協同組合中央会
5	秋田県農業会議	5	福島県農業協同組合中央会
6	山形県農業会議	6	富山県農業協同組合中央会
7	福島県農業会議	7	愛知県農業協同組合中央会
8	鳥取県農業会議	8	滋賀県農業協同組合中央会
9	島根県農業会議	9	鳥取県農業協同組合中央会
10	岡山県農業会議	10	岡山県農業協同組合中央会
11	広島県農業会議	11	山口県農業協同組合
12	山口県農業会議	12	徳島県農業協同組合中央会
13	徳島県農業会議	13	香川県農業協同組合
14	香川県農業会議	14	愛媛県農業協同組合中央会
15	愛媛県農業会議	15	高知県農業協同組合
16	高知県農業会議		
17	全国農業会議所		

【9月7日(火)】

No.	受託機関等名	No.	受託機関等名
1	茨城県農業会議	1	秋田県農業協同組合中央会
2	栃木県農業会議	2	茨城県農業協同組合中央会
3	群馬県農業会議	3	栃木県農業協同組合中央会
4	埼玉県農業会議	4	群馬県農業協同組合中央会
5	千葉県農業会議	5	埼玉県農業協同組合中央会
6	東京都農業会議	6	千葉県農業協同組合中央会
7	神奈川県農業会議	7	東京都農業協同組合中央会
8	長野県農業会議	8	神奈川県農業協同組合中央会
9	京都府農業会議	9	山梨県農業協同組合中央会
10	高知県農業会議	10	長野県農業協同組合中央会
11	福岡県農業会議	11	京都府農業協同組合中央会
12	佐賀県農業会議	12	和歌山県農業協同組合中央会
13	熊本県農業会議	13	広島県農業協同組合中央会
14	大分県農業会議	14	福岡県農業協同組合中央会
15	鹿児島県農業会議	15	佐賀県農業協同組合中央会
16	沖縄県農業会議	16	熊本県農業協同組合中央会
		17	大分県農業協同組合中央会
		18	宮崎県農業協同組合中央会
		19	鹿児島県農業協同組合中央会
		20	全国農業協同組合中央会

令和3年度 新規加入者状況調査集計結果(最終版)
(令和3年4月～令和4年3月 加入手続きの際にアンケート調査を実施)

● 令和3年度の新規加入者を対象

・以下の各数値は切り上げ処理を行っているので、各設問の合計は100%にならない。

【回答者の構成割合】

◆年齢別	
20歳代	20%
30歳代	38%
40歳代	29%
50歳代	15%
無回答	1%

◆男女別	
男性	65%
女性	34%
無回答	2%

◆加入者の経営における位置付け			
経営主	37%	その他	1%
経営主の家族	61%	無回答	2%
法人等の従業員（パート等含む）	1%		

● 上記設問で『経営主』または『経営主の家族』を選択した場合のみ回答

◆農家区分			
専業農家	88%	兼業農家(農業所得が従)	4%
兼業農家(農業所得が主)	6%	無回答	4%

◆経営類型					
稲作	23%	施設野菜	15%	肉用牛	5%
麦類作	7%	果樹類	12%	養豚	1%
穀類・いも類・豆類	10%	花き・花木	4%	養鶏	1%
工芸農作物	2%	その他の作物	3%	無回答	2%
露地野菜	17%	酪農	5%		

◆農業者種別					
新規就農者(Uターン)	11%	それ以外の新規就農者	7%	その他	2%
新規就農者(Iターン)	6%	認定農業者	42%	該当なし	9%
認定新規就農者	10%	家族経営協定締結者	12%	無回答	7%

【加入推進名簿登載者であったか】

◆農業委員会		◆農業協同組合	
はい	46%	はい	29%
いいえ	38%	いいえ	34%
無回答	17%	無回答	39%

問1 農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
農業者年金のラジオCMを聞いたことがありますか。	ある	31%	32%	29%	28%	29%	29%	46%
	ない	70%	69%	72%	73%	72%	72%	55%

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
ラジオ以外の広告で、あなたがご覧になったものに○をつけてください。 (複数回答可)	1 JAに掲示されたポスター、チラシ	22%	22%	21%	23%	22%	22%	19%
	2 農業委員会に掲示されたポスター、チラシ	18%	19%	17%	18%	18%	18%	22%
	3 JAの広報誌	13%	13%	14%	14%	13%	13%	13%
	4 市町村(農業委員会)の広報誌	12%	12%	12%	11%	12%	12%	13%
	5 日本農業新聞	6%	6%	6%	5%	7%	5%	6%
	6 全国農業新聞	5%	4%	5%	3%	4%	5%	6%
	7 農業者年金基金HP	4%	4%	4%	3%	4%	6%	3%
	8 市町村・JAのHP	2%	2%	1%	2%	2%	2%	1%
	9 家の光	2%	2%	2%	1%	2%	2%	3%
	10 地上	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
	11 農林水産省メールマガジン	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%
	12 のうねん	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
	13 農林水産省フェイスブック	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%
	14 その他	3%	3%	3%	2%	3%	4%	2%
	15 特になし	18%	17%	18%	23%	18%	16%	15%

ラジオCMを聞いたことがある人は、回答者のうち31%、その他の農業者年金の広告については、「農業委員会・JAに掲示されたポスター、チラシ」、「市町村(農業委員会)・JAの広報誌」がよく見られている。

問2 加入のきっかけはどんな場面？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
加入のきっかけはどのような場面でしたか。3つ以内で○をつけてください。	1 家族からの勧め	33%	29%	40%	44%	36%	27%	22%
	2 農業委員等による戸別訪問	14%	15%	13%	15%	12%	15%	18%
	3 自分で判断	14%	15%	13%	6%	13%	18%	22%
	4 農業委員会職員による戸別訪問	10%	11%	8%	11%	10%	8%	10%
	5 JA役職員による戸別訪問	8%	8%	7%	9%	9%	8%	6%
	6 友人・知人からの勧め	8%	9%	6%	5%	9%	9%	8%
	7 JA役職員による戸別訪問以外での勧めで	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5%
	8 農業委員会職員による戸別訪問以外での勧めで	4%	5%	3%	3%	4%	4%	6%
	9 農業委員等による戸別訪問以外での勧めで	4%	4%	4%	3%	4%	5%	4%
	10 税理士・ファイナンシャルプランナー等の専門家への相談で	2%	2%	2%	1%	2%	3%	2%
	11 その他	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が33%、「農業委員会・JA関係者の戸別訪問」が32%となっている。「家族からの勧め」については、若い世代の割合が特に高くなっている。

問3 加入しようと思った農業者年金の魅力は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。3つ以内で○をつけてください。	1 国民年金に上乗せできるから	28%	29%	28%	28%	28%	28%	30%
	2 保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	19%	19%	19%	16%	18%	19%	22%
	3 積立て方式だから	14%	14%	14%	15%	14%	14%	14%
	4 終身年金で生涯年金が支給されるから	13%	12%	14%	12%	12%	14%	14%
	5 保険料が自由に決められるから	11%	11%	11%	10%	10%	13%	11%
	6 任意に加入・脱退ができるから	7%	7%	7%	6%	7%	8%	5%
	7 一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから	4%	4%	3%	7%	6%	1%	0%
	8 80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	2%	2%	3%	2%	2%	2%	3%
	9 よく分からない	2%	2%	2%	3%	2%	1%	1%
	10 年金資産の運用実績が良いから	2%	2%	2%	2%	2%	1%	2%
	11 事務経費の負担がないから(国費で負担)	1%	1%	1%	2%	1%	1%	1%
	12 その他	3%	3%	3%	3%	3%	3%	2%

多くの方が、老後生活の安定のために「国民年金に上乗せできるから」と考え加入しており、農業者年金制度の魅力は、「税制優遇」であると感じている方が多い。

問4 農業者年金をどの程度知っていましたか？

（ 世代別集計 ）

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	4%	4%	5%	4%	4%	4%	7%
	2 制度の内容をある程度知っていた	39%	41%	36%	28%	39%	44%	46%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	46%	45%	47%	48%	48%	44%	41%
	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	13%	12%	14%	22% (32%)	11% (14%)	11% (11%)	8% (7%)

（ 就農時期別集計 ）

設問	回答	全体	男性	女性	0～2年前	3～5年前	6年以上前
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	4%	4%	5%	4%	4%	5%
	2 制度の内容をある程度知っていた	39%	41%	36%	30%	38%	45%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	46%	45%	47%	47%	45%	45%
	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	13%	12%	14%	22% (26%)	15% (14%)	7% (8%)

全体では、「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約6割。世代別では、若い人ほどその割合が多い。
就農時期別では、就農時期0～2年前で約7割、3～5年前で約6割、6年以上前で約5割となっている。

問5 農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
問4で1または2と回答された方にお聞きます。 農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。2つに○をつけて下さい。	1 詳しい説明を聞く機会がなかった	33%	32%	35%	38%	30%	37%	31%
	2 保険料の負担が大きかった	20%	19%	21%	6%	19%	23%	31%
	3 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた	18%	20%	15%	23%	22%	15%	12%
	4 加入資格がなかった(他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等)	16%	16%	17%	27%	17%	12%	12%
	5 公的年金全般への不安感	6%	6%	6%	2%	6%	8%	8%
	6 保険料補助の対象外だった	3%	3%	2%	1%	4%	3%	2%
	7 その他	6%	6%	6%	5%	7%	6%	7%

知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「保険料の負担」、「年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた」等。

令和３年度における新規加入実績の要因検証

令和４年７月
農業者年金基金 企画調整室

１ 市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較(全国の総時間数比較)

(単位：時間)

区 分	R 2	R 3
調査対象農業委員会数	1,709	1,708
加入推進部長の指導的な活動時間	19,293	18,483 (0.96 倍)
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	5,521	5,368 (0.97 倍)
制度の普及 PR	2,794	2,777 (0.99 倍)
各種会議での働きかけ	2,383	2,110 (0.89 倍)
戸別訪問	8,058	7,604 (0.94 倍)

注１：業務指導等事業(R2、R3)の実績報告書を集計

注２：() は対前年比較

【検証結果】

令和２年度と令和３年度の全国の活動状況を比較すると、コロナウイルス感染症の影響と考えられるが、いずれの活動項目についても前年度から減少している。

2 新規加入実績が下がった市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（1市町村当たり）

（単位：時間）

区 分	R 2	R 3
加入推進部長の指導的な活動時間	49.3	48.6（0.99倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	15.6	16.3（1.04倍）
制度の普及PR	8.0	6.6（0.83倍）
各種会議での働きかけ	2.8	3.3（1.18倍）
戸別訪問	21.4	20.6（0.96倍）

注1：R3に5人以上減った29市町村の加入推進部長の活動実績を集計

注2：（ ）は対前年比較

【検証結果】

令和3年度の新規加入者実績が5人以上減少した市町村については、全体活動時間が前年度と比較して微減に止まったものの、活動項目別では、「各種会議での働きかけ」及び「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が増加し、反面、「制度の普及PR」及び「戸別訪問」が減少している。

3 新規加入実績が伸びた市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の 前年度比較（1市町村当たり）

（単位：時間）

区 分	R 2	R 3
加入推進部長の指導的な活動時間	52.8	38.0（0.72倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	18.0	10.1（0.56倍）
制度の普及 PR	4.5	2.4（0.53倍）
各種会議での働きかけ	4.5	5.0（1.11倍）
戸別訪問	24.8	17.3（0.70倍）

注1：R3年度に5人以上伸びた24市町村の加入推進部長の実績を集計

注2：（ ）は対前年比較

【検証結果】

新規加入実績が5人以上伸びた市町村については、コロナウイルス感染症の影響と考えられるが、全体活動時間が前年度と比較して約7割に減少している。活動項目別では、「各種会議での働きかけ」が増加しているものの、その他の項目については、それぞれ減少している。特に、「制度の普及 PR」及び「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が、大きく減少している。

実績がでている市町村と全国平均との活動実績の比較(R3年度)

1 市町村段階に設置している加入推進部長の活動実績（1市町村当たり）

（単位：時間）

区 分	全国平均 (R3)	R3 実績が5人以上 増加した市町村 (R3)	R2・R3 の両年度と も10人以上の加入 実績のある市町村 (R2・R3)
加入推進部長の指導的な活動時間	15.4	38.0（2.5倍）	87.6（5.7倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	4.5	10.1（2.2倍）	25.3（5.6倍）
制度の普及PR	2.3	2.4（1.0倍）	10.8（4.7倍）
各種会議での働きかけ	1.8	5.0（2.8倍）	7.2（4.0倍）
戸別訪問	6.3	17.3（2.7倍）	37.6（6.0倍）

注1：R2・R3の両年度とも10人以上の加入実績があり、加入推進部長を設置している市町村は18市町村

注2：（ ）は全国平均との比較

注3：R3で加入推進部長を設置している市町村数は1,198市町村

2 1市町村当たり活動実績

区 分	全国平均 (R3)	R2 実績が5人以上 増加した市町村 (R3)	R2・R3 の両年度と も10人以上の加入 実績のある市町村 (R2・R3)
加入推進名簿掲載者数	68.6人	205.1人（3.0倍）	386.4人（5.6倍）
加入対策会議、研修会の開催	1.2回	2.1回（1.7倍）	5.3回（4.2倍）
戸別訪問を行った加入推進者の人数	4.0人	10.4人（2.6倍）	19.9人（5.0倍）
広報活動（農委便りへの掲載等）の実施回数	1.8回	2.7回（1.5倍）	3.7人（2.0倍）

注1：R2・R3の両年度とも10人以上の加入実績のある市町村は27市町村

注2：（ ）は全国平均との比較

3 1 J A 当たり活動実績 (1 県 1 J A 含む)

区 分	全国平均 (R3)	R3 実績が 5 人以上 増加した J A (R3)	R2・R3 の 2 年度と も 10 人以上の加入 実績のある J A (R2・R3)
加入推進名簿掲載者数	99.9 人	204.1 人(2.0 倍)	316.2 人(3.2 倍)
加入対策会議、研修会の開催	1.2 回	2.6 回(2.2 倍)	4.6 回(3.9 倍)
戸別訪問を行った加入推進者の人数	3.0 人	4.6 人(1.5 倍)	10.4 人(3.5 倍)
広報活動(農協便りへの掲載等)の実施回数	2.1 回	3.3 回(1.6 倍)	6.0 回(2.9 倍)

注 1 : R2・R3 の両年度とも 10 人以上の加入実績のある J A は 58 J A

注 2 : () は全国平均との比較

【検証結果】

- ① 市町村に配置している加入推進部長の活動時間を全国平均と比較すると、
 ア 前年度よりも新規加入者が 5 人以上伸びた市町村については、全体活動時間が約 3 倍、活動項目別では、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」に係る時間が約 3 倍と大きくなっている。
 イ また、2 年連続して一定の実績(10 人以上)がある市町村は、全体活動時間が約 6 倍となっているなど、更に大きく全国平均を上回っている。活動項目別においても全ての項目について大きく全国平均を上回っており、特に「戸別訪問」及び「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が約 6 倍と大きくなっている。
- ② 市町村及び J A の活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が 5 人以上伸びた市町村と J A 及び 2 年連続して一定の実績(10 人以上)をあげている市町村と J A とも、すべての活動項目において全国平均を上回っている。
- ③ 実績がでている市町村等は、新型コロナウイルス感染症により加入推進活動が制限されている状況下にあっても、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、広報活動、加入対象者の把握・絞り込み等を適切に実施し、戸別訪問等の各加入推進活動を積極的に行っていると考えられる。

加入推進の戸別訪問等の効果検証

(29～3年度の実績報告等を基に分析)

1 戸別訪問の効果

(1) 戸別訪問時間数のレベル別にみた新規加入者数割合の比較（府県）

基幹的農業従事者に対する 戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)
戸別訪問の時間数が多い府県（上位1/3）	0.80%	1.53倍
戸別訪問の時間数が 中間の府県（中位1/3）	0.63%	1.21倍
戸別訪問の時間数が 少ない府県（下位1/3）	0.52%	1

(注)

- ・①は、府県別[戸別訪問時間(29～3年度平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・②は、府県別[新規加入者数(29～3年度平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。

(2) ②を20～39歳新規加入数(29～3年度平均)に置き換えて比較しても 同じ傾向

戸別訪問の時間数が

多い府県 : 2.82%(1.58倍)

中間の府県 : 2.16%(1.21倍)

少ない府県 : 1.79%(1.0倍)

戸別訪問をしっかりやっている府県ほど、新規加入実績がでてい
る。時間数の多い府県の新規加入者数は、少ない府県の1.53倍
、時間数が中間の府県は、少ない府県の1.21倍。

2 重点、特別重点県指定の効果

令和3年度 11県を重点指定のうち2県を特別重点指定

県受託機関による重点市町村・J A巡回意見交換を実施するとともに
基金よりポスター等の資材を提供することにより広報活動を強化
特別重点県では5者協議を行い、特別活動を実施

◎重点、特別重点県と全国とを比較した新規加入者数の推移

区 分	平成2年度	令和3年度	前年度比
全 国	55.9人 →	52.3人	93.6%
重点県	45.1人 →	47.2人	104.7%
重点県以外	57.8人 →	53.8人	93.1%

※令和2年度と令和3年度の重点県指定数が異なるため1都道府県当たりの平均新規加入者数で比較した。（令和2年度：7県を重点、うち1県を特別重点）

◎重点、特別重点県の新規加入者数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	前年度比
全 国	2,626人 →	2,456人	93.6%
青森県	89人 →	70人	78.7%
岩手県	57人 →	38人	66.7%
福島県	39人 →	36人	92.3%
茨城県（特別重点）	59人 →	58人	98.3%
埼玉県	38人 →	29人	76.3%
千葉県	84人 →	82人	97.6%
静岡県	53人 →	38人	71.7%
愛知県（特別重点）	33人 →	32人	97.0%
和歌山県	43人 →	53人	123.3%
高知県	37人 →	24人	64.9%
福岡県	51人 →	59人	115.7%

1都道府県当たりの平均新規加入者数は、重点指定以外が対前年93.1%であったのに対し、重点指定の県は104.7%、と伸びている。また、一部の重点県（和歌山及び福岡県）においては、新規加入者数が前年より大きく伸びている。

3 女性による加入推進の効果（29～3年度の実績報告等を基に分析）

（1）女性加入推進部長のレベル別割合からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数に対する 女性加入推進部長の割合①	戸別訪問の時間数の比較② (少ない府県を1とする)
女性加入推進部長の割合が多い府県 (上位1～10位)	1
女性加入推進部長の割合が少ない府県 (11位～45位)	1.05倍

（注）

- ・①は、府県別 [女性加入推進部長数(5ヵ年平均)／加入推進部長数(10時間以上活動)]で算出
- ・②は、府県別 [戸別訪問時間(5ヵ年平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- ・女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位下位で有意に比較できない。上位10位までと中間以下府県とに分類し、分析した。

（2）女性加入推進部長のレベル別割合からみた新規加入者数の割合の比較

加入推進部長数に対する女性加入推進部長の割合①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)
女性加入推進部長の割合が多い府県 (上位1～10位)	0.74%	1.19倍
女性加入推進部長の割合が少ない府県 (11位～45位)	0.62%	1

（注）

- ・②は、府県別 [新規加入者数(5ヵ年平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出

加入推進部長の女性割合の多い府県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間はわずかに短い傾向にあるものの、新規加入者数は、少ない府県の1.19倍となっている。

都道府県別ラジオ放送実施状況

			H30	H31	R2	R3
北海道			○	○	○	○
青森県			○	○	○	○
岩手県			○	○	○	○
宮城県				○	○	○
秋田県			○	○	○	○
山形県						○
福島県			○	○	○	○
茨城県			○	○	○	○
栃木県				○	○	○
群馬県			○	○	○	○
埼玉県						
千葉県			○	○	○	○
東京都			○			
神奈川県						
新潟県				○	○	○
富山県						
石川県						
福井県			○	○	○	○
山梨県						
長野県			○	○	○	○
岐阜県						
静岡県				○	○	○
愛知県			○	○	○	○
三重県						
滋賀県			○	○	○	○
京都府			○	○	○	○
大阪府			○	○	○	○
兵庫県			○	○	○	○
奈良県			○	○	○	○
和歌山県			○	○	○	○
鳥取県					○	○
島根県				○	○	○
岡山県				○		
広島県			○			
山口県			○	○	○	○
徳島県			○	○	○	○
香川県					○	○
愛媛県				○	○	○
高知県			○	○	○	○
福岡県			○	○	○	○
佐賀県				○		○
長崎県			○		○	○
熊本県			○	○	○	○
大分県			○	○	○	○
宮崎県			○	○	○	○
鹿児島県			○	○	○	○
沖縄県			○	○	○	○
合計			29	34	35	37

宮城県農業会議 WEBサイト、アプリを使ったPR

Googleのディスプレイ広告やYouTube
動画広告を活用し広く周知活動

若年層

WEBサイトとアプリの表示例



熊本県農業会議・JA 熊本中央会 作成 PR 動画

「一人一人の農業者を応援する 農業者年金制度について」

【URL】https://youtu.be/f_L0dGS_Ya8 (YouTube)



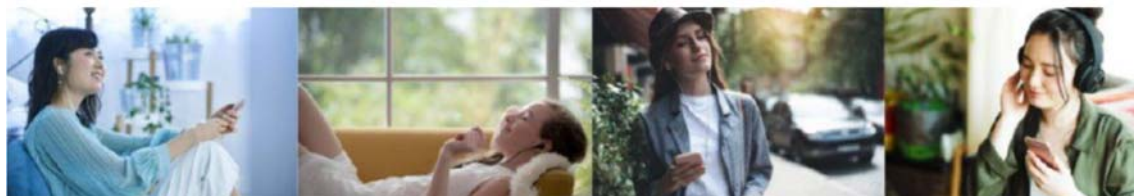
音楽配信サービス（spotify）を活用し音声広告を配信（近畿2府4県）

音楽配信サービスである spotify を活用し、令和3年11月の1か月間、楽曲間に農業者年金PRの音声広告を配信。

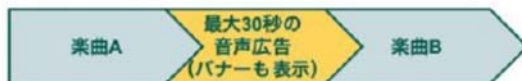
※spotify（スポティファイ）は、スウェーデンの企業スポティファイ・テクノロジーによって運営されている音楽ストリーミングサービス。2021年7月時点で、3億6500万人（うち有料会員1億6500万人）のユーザーを抱えており、音楽配信サービスとしては世界最大手である。パソコン・スマートフォン・タブレット型端末・ゲーム機などの電子端末に対応している。

■メディア提案② Spotify 音声広告

SHINTSU 8



楽曲やプレイリストを再生する際、楽曲間のブレイクに最大30秒の音声および動画広告が挿入されます。あわせてバナーの掲載も可能です。



スキップ不可



サンプル動画

<https://bit.ly/2F7N8mJ>

フォーマット	開始日	終了日	料金体系	1,000回単価	配信数	グロス価格（税抜）	プラットフォーム	ターゲティング
オーディオ	1ヶ月間		配信課金	¥ 1,500	1,000,000	¥ 1,500,000	ALL	エリア：近畿2府4県 時間帯：6～15時

神奈川県農業会議・JA神奈川県中央会が作成した デジタルサイネージ広告

神奈川中央交通バスの車内広告



(後部板広告)

島根県農業会議が作成したバス広告



第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務改善の推進

2 電子化の推進

また、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）として、研修会等に活用できるよう「農業者年金記録管理システムの操作手引き」を農業者年金基金ホームページの業務受託機関担当者専用コーナーに掲載します。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が行う利用の働きかけを支援するため、要請を受けて次の取組を行うものとします。

- ① 市町村段階の業務受託機関別の管理対象加入者数等の情報提供
- ② 都道府県段階の業務受託機関が実施するシステムの研修会等への講師を派遣する際には、基金職員はマスク着用等の感染予防対策を行った上で、新型コロナウイルス対応等を踏まえて可能な限り対応するとともに、本システム利用のメリット及び操作方法等についての理解を深めていただくように努めます。

(3) 都道府県段階の業務受託機関の対応

都道府県段階の業務受託機関は、①システムによる処理状況確認機能を定期的に活用し、事務処理遅延を防止するとともに、市町村段階の業務受託機関に対して、②システムの処理状況確認機能の活用を進めるとともに、システム利用者の交替時の適確な引継ぎを行うこと、③システムを未だ導入していない業務受託機関に対して、当システムの速やかな導入について指導方よろしくをお願いします。

また、未利用受託機関において、システムを利用できない事情がある場合は、その事情を解消するための相談対応の実施をお願いします。

④市町村段階の業務受託機関へのシステム研修会の開催をお願いするとともに、新型コロナウイルス対応等で研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載している「農業者年金記録管理システムの操作手引き」の紹介及び活用をお願いします。

3 運営経費の抑制

4 調達合理化

令和3年6月23日

令和3年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 競争性のない随意契約

農業者年金基金における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は26 件、契約金額は 4.4 億円である。このうち、競争性のある契約は 19 件(73.1%)、1.0 億円(23.5%)、競争性のない契約は 7 件(26.9%)、3.4 億円(76.5%)となっている。

競争性のない契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数 8 件以下であり、目標を達成した。

表1 令和2年度の農業者年金基金の調達全体像

(単位: 件、億円)										
	目標値(前中期目標期間平均)		前年度(R元)		当年度(R2)		比較増△減(対目標値)		比較増△減(対前年度)	
	件数	(金額)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(67.7 %) 21	(61.0 %) 3.8	(78.6 %) 22	(40.8 %) 0.7	(69.2 %) 18	(21.2 %) 0.9	(△14.3 %) △3	(△75.7 %) △2.9	(△18.2 %) △4	(38.9 %) 0.3
企画競争・公募	(6.5 %) 2	(3.7 %) 0.2	(3.6 %) 1	(6.2 %) 0.1	(3.8 %) 1	(2.3 %) 0.1	(△50.0 %) △1	(△55.7 %) △0.1	(- %) -	(- %) -
競争性のある契約(小計)	(74.2 %) 23	(64.7 %) 4.1	(82.1 %) 23	(47.1 %) 0.8	(73.1 %) 19	(23.5 %) 1.0	(△17.4 %) △4	(△74.6 %) △3.0	(△17.4 %) △4	(33.8 %) 0.3
競争性のない随意契約	(25.8 %) 8	(35.3 %) 2.2	(17.9 %) 5	(52.9 %) 0.9	(26.9 %) 7	(76.5 %) 3.4	(△12.5 %) △1	(51.9 %) 1.1	(40.0 %) 2	(287.8 %) 2.5
合 計	(100 %) 31	(100 %) 6.3	(100 %) 28	(100 %) 1.6	(100 %) 26	(100 %) 4.4	(△16.1 %) △5	(△29.9 %) △1.9	(△7.1 %) △2	(168.2 %) 2.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注3)を除く。)

(注3) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

(2) 一者応札・応募

農業者年金基金における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は2件(10.5%)、契約金額は 0.3 億円(29.2%)である。

一者応札・応募となった契約は、目標値である前中期目標期間の平均件数 6 件以下であり、目標を達成した。

表2 令和2年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)										
		目標値(前中期末期間平均)		前年度(R元)		当年度(R2)		比較増△減(対目標値)		比較増△減(対前年度)
2者以上	件数	17	(73.9 %)	22	(95.7 %)	17	(89.5 %)	-	(- %)	△5 (△22.7 %)
	金額	0.9	(22.3 %)	0.7	(90.7 %)	0.7	(70.8 %)	△0.2 (△19.1 %)		0.0 (4.3 %)
1者	件数	6	(26.1 %)	1	(4.3 %)	2	(10.5 %)	△4 (△66.7 %)		1 (100.0 %)
	金額	3.2	(77.7 %)	0.1	(9.3 %)	0.3	(29.2 %)	△2.8 (△90.4 %)		0.2 (321.5 %)
合 計	件数	23	(100 %)	23	(100 %)	19	(100 %)	△4 (△17.4 %)		△4 (△17.4 %)
	金額	4.1	(100 %)	0.8	(100 %)	1.0	(100 %)	△3.0 (△74.6 %)		0.3 (33.8 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約(競争入札、企画競争、公募)の合計である。

(注3) 各計数欄の()書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である。(但し、(注4)を除く。)

(注4) 比較増△減欄の()書きは、増減率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析及び今年度予定している調達等を踏まえ、総合的な検討を行った結果、引き続き以下の取組を実施することで、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経費の節減を目指す。

- ① 入札等における公告期間の十分な確保
- ② 業務準備期間・履行期間の十分な確保
- ③ 入札参加業者の掘り起し
- ④ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

【評価指標】

- ・競争性のない随意契約及び一者応札・応募について、それぞれ前中期目標期間の平均件数(随意契約:8件 一者応札・応募:6件)以下とする
- ・これまでに実施している仕様書等の電子配布、発注予定の事前公表及びオープンカウンター方式の取り組みを継続し、また、競争性のない随意契約として継続している案件についても、契約内容や方式を随時見直し、更なる透明性の確保及び経費削減に努める

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については契約締結前に、法人内に設置した契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

- ・随意契約案件について適切な審査を受ける

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 各室課において作成したマニュアルに基づき、業務を執行する。なお、マニュアルの内容については、必要に応じ、随時改定を行う。

【評価指標】

- ・各室課において作成したマニュアルに基づき、業務を執行する

- ② 職員研修等により、適正な調達手続きについて、職員への周知徹底を図る。

【評価指標】

- ・適正な調達手続きについての研修を実施する

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長	総務担当理事
委員長代理	業務担当理事
委員	企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、 数理役、情報化統括責任者補佐官(CIO 補佐官)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

6. その他

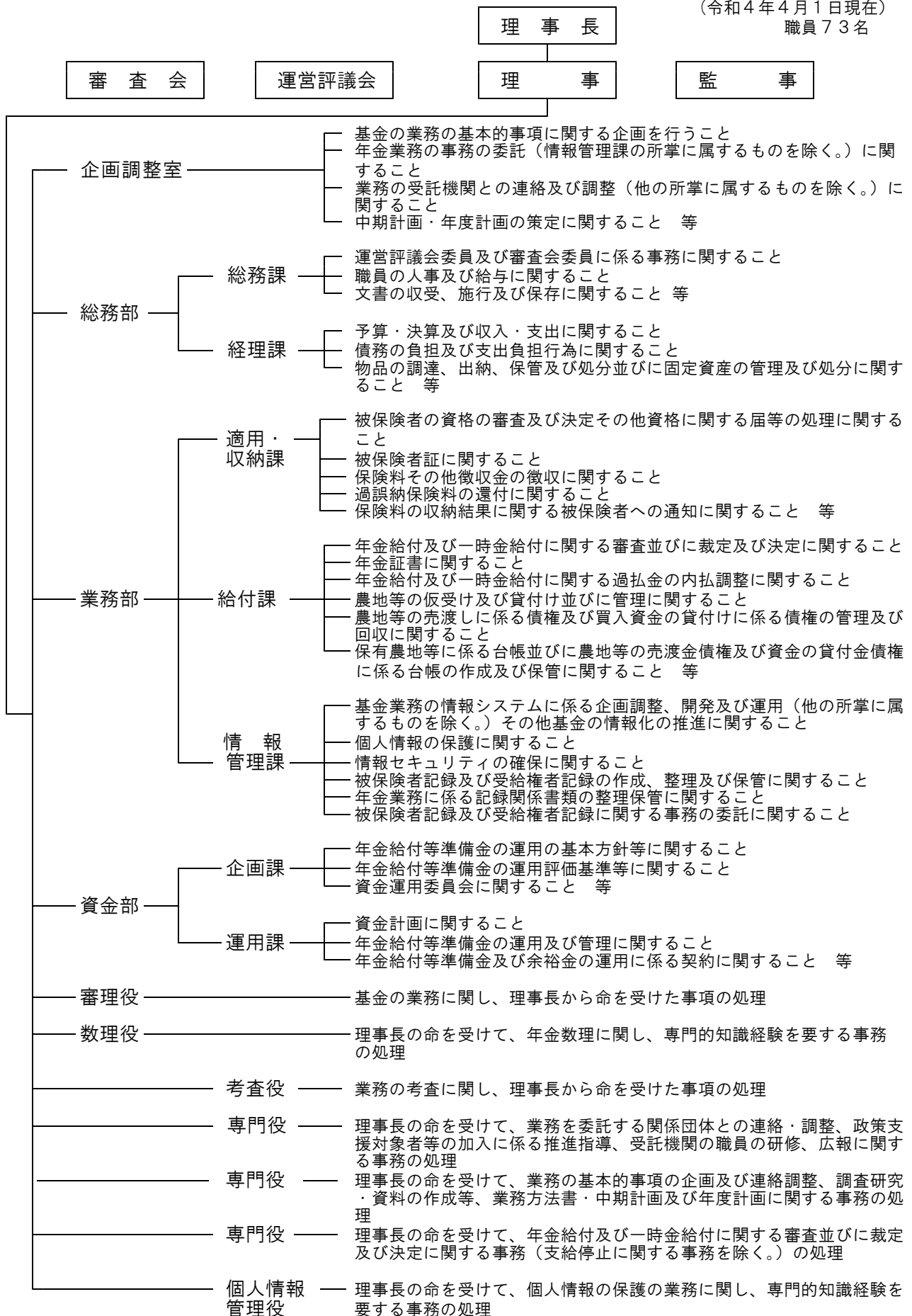
調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

5 組織体制の整備等

(独) 農業者年金基金組織及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)
職員73名



第3 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画 及び資金計画

第5 短期借入金の限度額

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2 積立金の処分に関する事項

3 内部統制の充実・強化

「令和3年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和3年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、会議、研修会、出張前に倫理の留意事項について職員間で再確認を行った。（令和3年10月新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されるにあたり、出張が再開されることから、改めて倫理の留意事項について再周知を令和3年11月の役員部課長会において行った。）また、本年4月以降、新たに基金役職員となった者に対しては、コンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧可能となっている共有フォルダ（フォーラム）にマニュアル等を格納して他業務の取組みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、全役職員等を対象に令和3年12月15日～令和4年1月14日に公務員倫理研修（e-ラーニング）を実施し、令和4年1月17日～1月23日には、ハラスメント研修（e-ラーニング）を実施。

情報セキュリティ及び個人情報の保護に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした情報セキュリティ研修を令和3年10月18日～11月25日に実施し（e-ラーニング）、個人情報保護研修を令和4年1月28日～2月26日に実施（e-ラーニング）。

また、全職員を対象とした9月のストレスチェック実施に先立ち、ストレスチェック実施前研修（8月と9月に計8回）を開催し、ストレスの受け止め方や立ち直り方法についての内容を含めた研修を実施した。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- ・ 令和3年4月1日の採用者（対象者11名） 令和3年4月7日及び8日
- ・ 令和3年11月及び令和4年1月の中途採用者については、コンプライアンスハンドブックを配布し、別途、令和4年4月の採用者と合わせ研修を実施予定。
- ・ 令和3年7月と10月に交代された役員については、コンプライアンスハンドブックを配布し、所管事項説明の際に倫理関係の説明を行った。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び個人情報の保護を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 情報セキュリティについては、新任採用職員を対象とした研修の中で実施した。
令和3年4月1日の採用者（対象者11名） 令和3年4月8日
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修を令和3年10月～翌年2月に実施。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を、CSIRT関係役職員を対象に令和3年12月に実施。
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型攻撃メール訓練」を令和3年8月及び11月に実施。
- ・ 全役職員等を対象とした総務省主催の「eラーニングによる情報連携に向けた研修」については、令和4年2月14日～3月15日に実施。

○ 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

4月に策定した令和3年度内部監査計画に基づき、基金の業務を監査することとし、令和3年度においては令和4年2月に期末監査を実施し、リスク評価及びその発生状

況を踏まえ設定した対象業務等における法令等の遵守状況等について監査を行った。

○ 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。

今年度において、現在（令和4年2月末）までコンプライアンス事案の発生はない。

なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金ホームページに掲載し公表している。

○ 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載している。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和3年度のコンプライアンス推進計画については、令和3年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行っている。

4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の 強化・徹底

5 情報公開の推進

6 業務運営能力の向上等